

官報

昭和五十八年四月二十八日

○第九十八回 衆議院会議録 第十九号

昭和五十八年四月二十八日(木曜日)

議事日程 第十四号

昭和五十八年四月二十八日

第一 昭和五十八年度の財政運営に必要な財

源の確保を図るために特別措置に関する法律案(内閣提出)

第二 国民年金特別会計への国庫負担金の繰

入れの平準化を図るために一般会計からする繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)

第三 電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 貸金業の規制等に関する法律案(第

十六回国会、本院提出)(参議院送付)

第五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第

六回国会、本院提出)(参議院送付)

第六 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定の締結について承認を求めるの件

第十二 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求めるの件

第十三 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

田中清定君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

田中清定君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

佐方信博君の起立

白井修一郎君の起立

田村祐造君の起立

河野共之君の起立

阿部英一君の起立

磯田一郎君の起立

</

日程第一 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第二 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三 電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案(内閣提出)

日程第六 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律案(内閣提出)

日程第八 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第九 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十四 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十五 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十六 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

日程第十七 貸金業の規制等に関する法律案(内閣提出)

する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔森美秀君登壇〕

〔森美秀君登壇〕

○森美秀君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十九事業年度分についても繰り上げ納付をすることとしております。

また、日本中央競馬会は、昭和五十九事業年度分については既定の国庫納付金のほか、特別国庫納付金を納付することとし、その金額は、剩余金を基準とする国庫納付金と合わせて五百億円となるよう定めております。

この法律案は、昭和五十九年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために申上げます。

この法律案は、昭和五十九年度における国の財政収支を御報告申し上げますと、

政府は、昭和五十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た

第一に、特例公債の発行についてであります。

政府は、昭和五十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た

め所要の特別措置を定めようとするもので、そ

の主な内容を申上げますと、

同公債については、償還のための起債は行わない

ことなどを定めております。

第二に、国債費定率繰り入れ等の停止について

であります。

昭和五十九年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・

六に相当する金額の繰り入れ等は行わないことと

しております。

第三に、特別会計及び特殊法人からの一般会計への納付についてであります。

まず、特別会計については、昭和五十九年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定及び保障勘定から、後日、繰り戻すことを前提に二千五百六十億円を限り、一般会計に繰り

できることとしております。

次に、特殊法人からの納付について、日本電信電話公社は、昭和五十九事業年度において、既定の臨時国庫納付金のうち、同事業年度分のはか、昭和五十九事業年度分についても繰り上げ納付をすることとしております。

また、日本中央競馬会は、昭和五十九事業年度分については既定の国庫納付金のほか、特別国庫納付金を納付することとし、その金額は、剩余金を基準とする国庫納付金と合わせて五百億円となるよう定めております。

以上がこの法律案の概要であります。

本案につきましては、去る四月十二日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入

り、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行ひ、一昨二十六日質疑を終了いたしましたところ、中村正三郎君外二名から、自由民主党提案に係る施行期日を公布の日に改めることとする修正案が提出されました。

本案につきましては、一昨二十六日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行ひ、質疑終了後、中西啓介君外三名から、自由民主党提案に係る施行期日を公布の日に改めることとする修正案が提出されました。

本案につきましては、一昨二十六日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行ひ、質疑終了後、中西啓介君外三名から、自由民主党提案に係る施行期日を公布の日に改めることとする修正案が提出されました。

本案につきましては、一昨二十六日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行ひ、質疑終了後、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対する附帯決議が付されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論を行い、討論終局後、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、電源開発促進税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てる財源を確保するため、電源開発促進税の現行の千キロワット時につき三百円の税率を四百四十五円に引き上げようとするものであります。

本案につきましては、一昨二十六日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行ひ、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、貸金業規制関係の両法律案について申し上げます。

両法律案は、自由民主党及び新自由クラブ・民

した額を、昭和六十四年度から昭和七十二年度までの各年度にあっては、所定の金額を計算した額を、一般会計から国民年金特別会計に繰り入れることとしたとしております。

第二に、昭和五十九年度から昭和六十三年度までの間において国民年金の給付額の改定措置が講ぜられた場合には、これに応じ、昭和五十九年度

から昭和七十二年度までの所定の控除額及び加算額を、政令で改定することとしたとしております。

第三に、この特例措置がとられたことにより国民年金特別会計において減少する運用収入に相当する金額を、昭和七十二年度以降において、一般会計から同特別会計に繰り入れることとしたとしております。

民年金特別会計において減少する運用収入に相当する金額を、昭和七十二年度以降において、一般会計から同特別会計に繰り入れることとしたとしております。

次いで、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、電源開発促進税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容は、電源立地対策及び電源多様化対策に要する費用に充てる財源を確保するため、電源開発促進税の現行の千キロワット時につき三百円の税率を四百四十五円に引き上げようとするものであります。

本案につきましては、一昨二十六日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行ひ、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、貸金業規制関係の両法律案について申し上げます。

両法律案は、自由民主党及び新自由クラブ・民

主連合の共同提案により、第九十六回国会に大原一三君外五名から提出され、本院において可決の後、参議院に送付いたしましたが、同院において繰り返し付され、今国会に至り、両法律案の附則の規定中に引用されている法律番号等の年の表示を改める修正が行われた上、四月二十日本院に送付されたものであります。

両法律案は、貸金業者に登録制度を実施し、その業務に必要な規制、監督等を加えて資金需要者等の利益の保護を図るとともに、处罚される金利の限度を引き下げて高金利による弊害を取り除くことを主要な目的とするものであります。以下、その主な内容を申し上げますと、

まず、貸金業の規制等に関する法律案につきましては、登録制度の実施であります。

その第一は、登録制度の実施であります。現行法上は、届け出だけで貸金業を営業できることとなつておりますので、営業所等の設置区域に応じ大蔵大臣または都道府県知事の登録を受けなければならぬものとし、三年ごとの登録の更新、不適格業者等に対する登録拒否を定め、名義貸し等を禁止することとしております。

第二は、業務規制についてであります。借り主等の資力・信用等を調査し、返済能力を超える過剰貸し付けをしてはならないものとし、その他、貸付条件の掲示、契約書及び受取証書の交付、債権証書の返還、標識の掲示等を義務づけるとともに、誇大広告、白紙委任状の取得を禁止しております。

また、取り立てに当たつては、人を威迫し、またはその私生活等の平穏を害するような言動により、その者を困惑させではないものとし、債権譲渡等についても規制を加えることとしております。

第三に、貸金業者の団体として、貸金業協会及び全国貸金業協会連合会を設立することができるとしております。

第四は、貸金業に対する監督についてであります。

す。

大蔵大臣または都道府県知事は、この法律等に違反した登録業者に対し、一年以内の業務停止を命ずることができるものとし、その他、登録の取り消し、報告の徴収、立入検査等について規定を設けております。

第五は、利息制限法との関係についてであります。債務者が契約に基づき利息として任意に支払つた金額の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超えるときは、その超過部分の支払いは、同法の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済となりなすこととしております。ただし、このみなし弁済規定は、契約書や受取証書を交付しない場合、金利等取締法の高金利の处罚規定に違反して契約が締結された場合等における支払いについては、適用しないものとしております。

第六に、無登録営業、書面交付義務違反等について必要な罰則規定を設けております。次に、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案につきましては、

その第一は、現在、刑罰の対象となる制限利率は、年一〇九・五%となつておりますが、本法に

おいては、業として金錢の貸し付けを行う者につ

いては、その制限利率を年四〇・〇〇四%とする

こととしております。

第二に、急激な条件変更を緩和するため、経過規定を設け、法施行後三年間は、制限利率を年七三%とすることとし、三年経過後、別に法律で定めることまでの間は、制限利率を年五四・七五%とすることとしております。

なお、別に法律で定める日については、法施行の日から起算して五年を経過した日以降において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸

金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速

やかに定めるものとすることとしております。

その他、罰金の額を引き上げることとしており

ます。

以上が両法律案の概要であります。

両案につきましては、昨二十七日質疑に入り、

同日質疑を終了いたしましたところ、両案に対

し、伊藤茂君外一名から、日本共産党及び公明

党・国民会議の共同提案に係る修正案が、また、

幾輪幸代君外一名から、日本社会党及び公明

党・国民会議の共同提案に係る修正案が、また、

正案が提出されました。

次いで、順次各案について採決いたしました結果、各修正案は、いずれも少数をもつて否決され、両法律案は、いずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に對しましては、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○野口幸一君 〔野口幸一君登壇〕私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十八年度の通告があります。これを許します。野口幸一君。

○議長(福田一君) 五案中、日程第一につき討論の反対の討論を行います。

この法案は、現下の財政事情のもとで昭和五十

八年度の財政運営に必要な財源を獲得するため、特例公債の発行、特別会計、特殊法人からの一般会計への納付等を國り、税外収入の増収を求める

こととしております。

さらに、昭和五十九年度予算を提案するに當

り、政府は徹底した歳出削減を図ったと言つておりますが、防衛費に至つては、この言葉とは逆に

聖域化して突出した増加を認め、乏しきは分かち合おうという言葉は全く見られず、うらはらに言

天に向かってつばを吐くとはこのことを言うのであります。

ところが、政府は、さきに本院で可決された國民所得の捕捉に著しい効果のあるグリーンカード制を一方的に放てきし、税収増加の手段をみずから

の手で閉ざしてしまつたのであります。まさに

反対の討論を行います。

この法案は、現下の財政事情のもとで昭和五十

八年度の財政運営に必要な財源を獲得するため、特例公債の発行、特別会計、特殊法人からの一般

会計への納付等を國り、税外収入の増収を求める

こととしております。

鈴木前内閣は、昭和五十九年度には特例公債

存体制の脱却を宣言し、六十年度よりの償還を公

約いたしました。昨昭和五十七年度の予算提案に

当たり、GNP五・二%という当初から常識では

考へられない数値を基盤として税収の予測を立て粉飾予算をつくり上げました。しかし、税収は

全くふるわず、大量の収入欠陥を出すに至り、大

幅な補正予算を組まざるを得ない状況となり、結

果的には赤字国債を増発して穴埋めをいたしました。このことは鈴木内閣の重大な公約違反であ

り、ついに政権を維持することができなくなり、退陣する一因となつたのであります。

そのことは今日まだ記憶に新しいところであり

ますが、かわりました中曾根内閣は、この財政破綻の事態に対し大胆かつ強力にメスを入れ、改め

て財政再建の道筋を明確に国民に示し、その方針を樹立すべきであります。また、税収不振の原因

についても、租税特別措置の大幅な見直しを初め、税制全体についても抜本的に改正し、その解

明を急ぐとともに、税収増加の道に真剣に取り組

むべきであります。

ところで、政府は、さきに本院で可決された國

民所得の捕捉に著しい効果のあるグリーンカード制を一方的に放てきし、税収増加の手段をみずか

の手で閉ざしてしまつたのであります。まさに

行不一致の見本を示しているのであります。

しかも、歳入不足を補うに当たり、その場しの

ぎの手当たり次第に財源をかき集め、特例公債の

発行から国債費の定率繰り入れの停止を初め、特

別会計からの繰り入れのほか、電力公社や日本競

馬会からの國庫納付を求めるなど、所属する省庁

も担当する委員会も異なるものを括した法案と

なし、国民に理解しがたい方法で提案されまし

た。まさに火事場騒ぎのときくさ紛れに焼け残つたものをかき集めるといった感じを与えているの

であります。(拍手)

そこで、まず特例公債の発行について申し上げ

ます。

特例公債は、本年度も引き続いて発行を計画さ

れであります。五十九年赤字国債依存体質脱却については実現が不可能となつた今日、改めてその脱却の目標年度を明示すべきであります。かかるに、本年度にあつてはその指標も示されず、経済計画も空中分解のままであります。まさに暗中模索のままに特例公債の発行を行つて切り抜けようというその姿は、とても賛成できるしろものではありません。(拍手)

本年度の発行予定の特例公債は六兆九千八百億円であります。公債発行総額は十三兆三千四百五十億円となります。国債依存度は二六・五%と飛躍し、本年度末公債発行残高は百九兆七千億円、特例公債分だけでも四十七兆六千億円となり、国民一人当たり百万円に近い大きな借財となるのであります。また、本年度の国債償還のための国債費は八兆円を突破し、差し引き実効額は五兆円程度であります。まさに借金を返すために借金をするといふやうな金地獄に落ち込んでいるのであります。(拍手)

政府は、この深刻な事態に対し、将来の見通しも十分に立てないままに、その日暮らしのような提案をなさることは、全く無責任だと指摘せざるべきものであります。

建設公債の場合は、まだ社会資本充実という命題もあり、その耐用年数から考えましても一部の借りかえはやむを得ないというものもあります。うけれども、その場合にありましても、その政策の選択は国民生活に密着した庶民の要望を十分酌み取ることが大切であることは言うまでもありません。また一面、建設公債の多発は民間活力充実活用の後退にもつながるものであります。その借りかえの時期にある今日は慎重な対応が必要であります。

いづれにいたしましても、今日の公債依存体質の脱却は必須の国策であることは間違ひのないものであります。その慢性化、慢性化の状況を速やかに脱却し得る方策を早急に示すことを強く要求するものであります。

次に、特別会計からの繰り入れ措置について申上げます。

各特別会計は、それぞれの分野において本来の目的に照らし活用すべき剰余資金を、政府の一方的な申し入れによってその犠牲を強制されているのであります。自動車損害賠償責任再保険特別会計の運用益は、本来保険契約者のために使用すべきものであります。その転用は本質的に避けるべきものであります。

さらに、日本電信電話公社の臨時国庫納付金にしまして、その利益剰余金は建設資金に繰り入れ、国民に還元すべきものを削減してつくり出しましたものであります。このような用途外支出は、公社法に違反するものであります。電気通信事業は、高度情報化時代を迎えて、いよいよ一層の効率化を求められているときであります。これらの停滞を来すような措置はとるべきではありません。また、本来国民に還元されるべきものを政府が取り上げるということは、ある意味では増税に値するものと言えるのであります。

以上、私は、きわめて重要な点のみ申し上げました。が、今日、国民の求めている政治は、あくまでも平和国家としての立場を堅持することでありますが、同時に、その財源対策につきましては、中でもその政策の選択はことに重要であります。また、本来国民に還元されるべき財政再建大綱を早期に国民に示し、将来展望を明らかにすることを重ねて提言し、その反省を求めるとともに、本法律案に対する反対討論いたします。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

す。法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田一君) 起立多数。よって、法案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

(賛成者起立)

○議長(福田一君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

(賛成者起立)

○議長(福田一君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六の緊急動議を提出いたします。

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなはち、この際、日程第六とともに、内閣提出、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を追加して、両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(福田一君) 日程第六、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、公衆電気通信法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長左藤恵君。簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○左藤恵君 ただいま議題となりました二法案について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定の積立金の運用範囲を拡大することを内容とするものであります。現在、外国政府等の発行する債券、信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの及び金融機関への預金に運用する積立金は、簡易生命保険及郵便年金特別会計の年金勘定の積立金に限るものとされておりますが、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るために、保険勘定の積立金についてもこれらに運用することができるよう、その運用範囲を拡大しようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日となります。

本委員会におきましては、去る一月二十八日本案の付託を受け、昨二十七日松垣郵政大臣から提

日程第六 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

次に、公衆電気通信法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正を図るため、遠距離の通話料を引き下げようとするもので、その内容は、現在三百二十キロメートルを超える五百キロメートルまで四秒ごとに十円、五百キロメートルを超えて七百五十キロメートルまでは三・五秒ごとに十円、七百五十キロメートルを超えるものは三秒ごとに十円となっております。料金について、これを三百二十キロメートルを超えるものは一律四・五秒ごとに十円に改めようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日となっております。

本委員会におきましては、去る二月四日本案の付託を受け、昨二十七日権垣郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第七、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、日程第八、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長原田憲君。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

海汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

海汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔原田憲君登壇〕

○原田憲君 たゞいま議題となりました両法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。

本案は、本法の附則第二項に基づく就職促進給付金の支給に関する特別の措置の対象業種である近海海運業等において、今後も引き続き事業規模の縮小等がなされ、これに伴い、離職船員が相当数発生すると予想される状況にかんがみ、この特別の措置の対象となる船員の離職の日にに関する期限を、他の不況対策立法の期限に合わせて、昭和六十三年六月三十日まで延長しようとするものであります。

次に、海汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。

本案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書への加入に伴い、新たに必要となる国内法制の整備を図ることとしようとするものであります。

第一に、新たに、軽質油の排出についても重質油と同様の規制を行うとともに、一定のタンカーの構造規制を行う等、船舶からの油の排出

について構造規制を強化すること、

第二に、新たに、船舶からの有害液体物質等の排出について、油と同様に規制を行うこと、

第三に、船舶からのその活動に伴う廃棄物の排出について、一定の船舶に排出防止設備の設置を義務づける等規制を強化すること、

第四に、新たに、一定の船舶またはタンカーの海洋汚染防止設備等について検査を義務づけるとともに、合格した船舶には、国際海洋汚染防止証書等を交付すること、

第五に、本法の施行については、それぞれの規制内容に応じて、原則として同議定書の各附属書が日本国について効力を生ずる日に合わせて順次施行していくこと

といたしております。

本委員会におきましては、四月十三日関谷運輸政務次官からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、二十七日両案を一括議題とし、質疑を行った後、採決の結果、両案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたしませんか。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

た。

日程第九 建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第九、建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長松永光君。

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松永光君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

〔松永光君登壇〕

○松永光君 ただいま議題となりました建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図るため、小規模木造建築士資格の創設、建築士の懲戒事由の拡充その他建築士制度の改善整備を行ふとともに、建築行政に関する事務の簡素化を図るため、建築試験に係る指定試験機関制度の創設、建築確認制度及び建築検査制度の改善等を行ふこととしております。

本案は、去る三月十一日本委員会に付託され、同月二十五日提案理由の説明を聴取し、四月二十七日質疑を終了いたしました。同日、本案に対し、委員長より、小規模木造建築士の名称を木造建築士にする等の修正案を提出し、採決の結果、全会一致をもって本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、住宅の性能保証の拡充等、八項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第十 地方交付税法等の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第十、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長田村良平君。

〔本号末尾に掲載〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同
報告書

〔田村良平君登壇〕

○田村良平君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における地方財政の現状にかんがみ、

第一に、昭和五十八年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に特例加算することとした千百三十五億円、臨時地方特例交付金二十億円及び借入金一兆八千九百五十七億五千万円の合算額を加算した額から、昭和五十八年度分の利子として国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額のうち三千四百四十六億円を減額した額八兆八千六百八十五億円とすることといたしておりま

また、昭和五十八年度の普通交付税の算定について、老人保健制度の実施等各種の制度改正等

に伴って必要となる行政経費の財源を措置すること、単位費用の改定を行ふ等の措置を講ずることといたしております。

第二に、交通安全対策特別交付金については、これを基準財政収入額に算入するとともに、同交付金の交付に関する經理を交付税及び譲与税配付といたしておきます。

本案は、二月二十二日当委員会に付託され、三月十八日山本自治大臣から提案理由の説明を聽取した後、五日間にわたって質疑を行い、特に四月十三日には参考人の意見を聴取するなど、本案を中心として地方行政全般にわたって慎重に審査を行いました。

昨二十七日本案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党から、昭和五十八年四月一日の施行期日を公布の日に改める等の修正案が、日本社会党・公明党・国民会議・民社党・国民党・日本共产党及び新自由クラブ・民主連合から、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合から、地方交付税率の引き上げ等を内容とする五党共同提出の修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び両修正案について討論を行ない、採決の結果、五党共同提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、自由民主党提出の修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもつて可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 討論の通告があります。これ

〔佐藤敬治君登壇〕

○佐藤敬治君 私は、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して、反対の討論をいたします。

百八十五億円で、前年度に比べ四千六百十五億円、四・九%の減少であります。地方交付税総額が前年度に比べてマイナスという事態になつたのは、地方交付税史上初めてのこととござります。

これによつて、地方交付税の歳入総額に占める割合も、五十七年度の一九・八%から一八・七%へと下落することになりました。

地方交付税の減少がこのように著しくなつたのは、国税三税が二〇・八%も落ち込んだことに原因があります。もちろん、前年度の国税三税の収入見込みを過大に見積もつたこと、あるいはまた、五十六年度の地方交付税の精算額が八兆五百二億円にも達していたことも大きな要因でありますけれども、しかし、最大の原因是、このように地方交付税額の法定分が急に減つたのに對し、多額の地方財源の不足が明らかになつた段階で、法的に義務づけられている地方交付税率の引き上げの措置等、抜本的な解決を政府が回避したことになります。

地方交付税は、地方税と並んで地方財政を支え

る最も重要な柱であります。この総額を確保する

ことこそが地方財政の死命を制するものであると

言つておきます。そのため、地方交付税法は

六条三の二項に、明確に制度の改正または交付税率の引き上げを明示しているのであります。

しかるに、昭和五十年度以降、この六条三の二

項が全く無視され、有名無実化しております。

國の財政窮屈を理由に、制度の改正の本来の意味

を故意に歪曲し、毎年毎年借入による穴埋めを繰り返し、そしてあたかもそのことが地方交付税制度の本來的な当然の措置であるかのように政府は

言い張つてしまひました。

問題は、昭和五十年度補正予算に始まります。

政府の経済政策の誤りによって、地方財政に二兆一千八百三十一億円という膨大な赤字が発生いたしました。その解決策として、不足財源の二分の一を赤字地方債で処理し、残りの二分の一を地方

交付税特別会計の借り入れとし、その返済につい

ては、元金の二分の一と利息の全額は國の負担、

元金の二分の一は地方の負担とするという、いわゆる二分の一方式で埋め合わせました。そして、

自治省は、これを制度の改正であると讃美を弄し

てまいりました。

わが党は、これを制度の改正と言えないばかり

ではなく、将来地方財政の重大な負担になるとし

た。その後、自治省は、胸の痛みに耐えかねて

か、五十三年にはこれを法制化して、今度こそ制

度の改正だと主張してまいりました。しかし、五

十一年度以降も膨大な財源不足が続いて、これを

二分の一方式という借金によって穴埋めしてきた

ために、果たせるかな、いまや地方財政はまさしく破滅の淵に立たされております。

すなわち、五十八年度末の地方債の累積残高は

三十八兆九百三十三億円、交付税特別会計における

借入残高は十一兆五千二百十九億円に達し、この

合計は実に五十兆円にも上つております。四十五

年度における地方財政の借入残高は二兆九千七百

四十五億であるから、十二倍以上、交付税特別会

計は八十億円であつたから、実際に千四百四十倍も

ふくれ上がっております。この間、地方財政計画

の規模は約六倍程度の増にすぎませんから、いか

に地方財政が急激に悪化したかがわかるのであり

ます。

五十八年度の地方財政の不足額については、前

述のいわゆる二分の一方式によつて、地方交付税

特別会計において一兆八千九百五十八億円を借り

入れておりますけれども、はなはだおもしろくな

いことは、從来國が負担してきました借入金の利

息七千四億円の約半分、三千四百四十六億円を自

治体に負担させるということであります。これで

は交付税率の引き上げどころか、まさに切り下げ

であります。

この利子の全額國の負担については、大蔵、自治

大臣の間に數回にわたつて覚書を取り交わし、

の識別に関する国際協力の促進を図ることを目的とするものであります。

その主な内容は、宇宙物体に関する国内登録簿の設置、これらの物体に関する情報の国連への提供、国連における中央登録簿の設置及び保管、損害を与えた宇宙物体の識別に関する国際協力等について定めています。

以上三件は、去る三月二十九日外務委員会に付託され、四月十五日に安倍外務大臣から提案理由の説明を聽取し、昨二十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、三件は、いずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 三件を一括して採決いたしました。三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○保利耕輔君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。
すなわち、社会労働委員長提出、社会福祉事業法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)
社会福祉事業法の一部を改正する法律案(社
会労働委員長提出)
○議長(福田一君) 社会福祉事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。社会労働委員長
稻村利幸君。

稻村利幸君。
社会福祉事業法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
〔稻村利幸君登壇〕
○稻村利幸君 ただいま議題となりました社会福
祉事業法の一部を改正する法律案について、趣旨
弁明を申し上げます。
今日、人口の急速な高齢化、核家族化等の進行
により、福祉ニーズの増大と多様化が顕著とな
り、これへの対応が喫緊の課題となっており、地
域社会を基盤とする福祉サービスの中核的役割を
担う市町村社会福祉協議会の重要性がますます
高まってきております。

○議長(福田一君) 採決いたします。
○議長(福田一君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よ
て、本案は可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたし
ます。
午後一時十六分散会

出席國務大臣
外務大臣 安倍晋太郎君
農林大臣 竹下登君
厚生大臣 林義郎君
運輸大臣 長谷川峻君
郵政大臣 桧垣徳太郎君
労働大臣 大野明君
建設大臣 内海英男君
自治大臣 山本幸雄君
國務大臣 隆明君

その事業として現行の都道府県社会福祉協議会の事業と同様の四事業を行うものとする。

第三に、この法律は、昭和五十八年十月一日から施行すること。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんこ
とをお願い申し上げます。(拍手)

昭和五十八年四月二十六日
内閣總理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 福田一殿
私は、来る四月二十日(土)午前十時羽田空港
出発、五月十日(火)午後九時三十五分同空港着
帰国の予定で、インドネシア共和国、タイ王国、シンガポール共和国、フィリピン共和国及びマレーシアを訪問いたしますので、御通知いたします。

一、去る二十六日、中曾根内閣總理大臣から福田議長あて、次の通知書を受領した。
内閣參照第六一號
(通知書受領)

一、去る二十六日、中曾根内閣總理大臣から福田議長あて、次の通知書を受領した。

第一に、都道府県社会福祉協議会は、現行の社会福祉事業等を經營する者の過半数参加に加えて、市町村社会福祉協議会の過半数が参加するものでなければならぬものとし、その事業として、現行の調査、総合的企画、連絡、調整及び助成、普及及び宣伝の四事業のほかに、「市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整」を加えるものとすること。

第二に、市町村社会福祉協議会の規定を新たに設け、市町村社会福祉協議会は、当該市町村の区内において社会福祉事業等を經營する者の過半

数が参加するものでなければならないものとし、その事業として現行の都道府県社会福祉協議会の事業と同様の四事業を行いうるものとする。

第三に、この法律は、昭和五十八年十月一日から施行すること。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

昭和五十八年四月二十六日
内閣總理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 福田一殿
私は、来る四月二十日(土)午前十時羽田空港
出発、五月十日(火)午後九時三十五分同空港着
帰国の予定で、インドネシア共和国、タイ王国、シンガポール共和国、フィリピン共和国及びマレーシアを訪問いたしますので、御通知いたします。

一、去る二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付いた旨の通知書を受領した。

一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
商船における最低基準に関する条約(第百四十七号)の締結について承認を求めるの件
一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律
特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律
特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律
高度技術工業業積地開発促進法
農業改良助長法の一部を改正する法律
(要請書受領)

一、今二十八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び山下勇君を任命したいので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本

官報 (号外)

		院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	
一、今二十八日、内閣から、社会保険審査会委員に河野共之君を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。		一、今二十八日、内閣から、運輸審議会委員に渡辺芳男君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	
一、今二十八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に阿部英一君、磯田一郎君、佐方信博君、白井修一郎君及び田村祐造君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。		一、今二十八日、内閣から、労働保険審査会委員に田中清定君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。	
(常任委員辞任及び補欠選任)		一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員 辞任		内閣委員 補欠	
宇野 宗佑君 小渡 三郎君 上原 康助君 鷲崎 謙君 今枝 敬雄君 木下敬之助君 小野 信一君 神田 厚君		谷 洋一君 今枝 敬雄君 小川 国彦君 小川 厚君 宇野 宗佑君 小渡 三郎君 上原 康助君 鷲崎 謙君 木下敬之助君	
大西 正男君		大西 正男君	
法務委員 辞任		法務委員 補欠	
大西 正男君		大島 弘君 中島 百郎君 白井日出男君 中村 茂君	
外務委員 辞任		外務委員 補欠	
赤城 宗徳君 石原慎太郎君 八木 昇君 奥田 敬和君 平沼 起夫君 岡田 利春君		赤城 宗徳君 石原慎太郎君 八木 昇君 奥田 敬和君 平沼 起夫君 岡田 利春君	
建設委員 辞任		建設委員 補欠	
鹿野 道彦君 塙川正十郎君 大島 弘君 中島 百郎君 中村 茂君		鹿野 道彦君 塙川正十郎君 大島 弘君 中島 百郎君 中村 茂君	
運輸委員 辞任		運輸委員 補欠	
上原 康助君 串原 義直君		上原 康助君 串原 義直君	
社会労働委員 辞任		社会労働委員 補欠	
川本 敏美君 野口 幸一君 谷 洋一君 松平君		川本 敏美君 野口 幸一君 谷 洋一君 松平君	
農林水産委員 辞任		農林水産委員 補欠	
上草 義輝君 小里 貞利君 太田 誠一君 川田 正則君 岸田 文武君 串原 義直君 宇野 宗佑君 大渡 三郎君 岸田 正則君 上原 康助君 大西 正男君 小里 貞利君 岸田 文武君 片岡 清一君 中村 弘海君		上草 義輝君 小里 貞利君 太田 誠一君 川田 正則君 岸田 文武君 串原 義直君 宇野 宗佑君 大渡 三郎君 岸田 正則君 上原 康助君 大西 正男君 小里 貞利君 岸田 文武君 片岡 清一君 中村 弘海君	
環境委員 辞任		環境委員 補欠	
山本 政弘君 岡田 利春君 田邊 誠君 鳴崎 謙君 稻葉 誠一君 土井たか子君		山本 政弘君 岡田 利春君 田邊 誠君 鳴崎 謙君 稻葉 誠一君 土井たか子君	
科学技術委員 辞任		科学技術委員 補欠	
林 百郎君 大島 弘君 山本 政弘君 中島 武敏君 林 百郎君 大島 弘君 中村 茂君		林 百郎君 大島 弘君 山本 政弘君 中島 武敏君 林 百郎君 大島 弘君 中村 茂君	
予算委員 辞任		予算委員 補欠	
山本 政弘君 岡田 利春君 田邊 誠君 鳴崎 謙君 稻葉 誠一君 土井たか子君		山本 政弘君 岡田 利春君 田邊 誠君 鳴崎 謙君 稻葉 誠一君 土井たか子君	
地方行政委員 辞任		地方行政委員 補欠	
江崎 真澄君 片岡 清一君 志賀 湯川 宏君 鶴君 宏君		江崎 真澄君 片岡 清一君 志賀 湯川 宏君 鶴君 宏君	
外務委員 辞任		外務委員 補欠	
赤城 宗徳君 石原慎太郎君 八木 昇君 奥田 敬和君 平沼 起夫君 岡田 利春君		赤城 宗徳君 石原慎太郎君 八木 昇君 奥田 敬和君 平沼 起夫君 岡田 利春君	
法務委員 辞任		法務委員 補欠	
上原 康助君 串原 義直君 山口 鶴男君 志賀 節君 保利 耕輔君 湯川 宏君 鶴君 宏君		上原 康助君 串原 義直君 山口 鶴男君 志賀 節君 保利 耕輔君 湯川 宏君 鶴君 宏君	
五十嵐広三君 中村 弘海君 江崎 真澄君 片岡 清一君 山口 鶴男君 志賀 節君 保利 耕輔君 湯川 宏君 鶴君 宏君		五十嵐広三君 中村 弘海君 江崎 真澄君 片岡 清一君 山口 鶴男君 志賀 節君 保利 耕輔君 湯川 宏君 鶴君 宏君	
大蔵 勝彦君 次男君 勝彦君 幸代君 和秋君 和秋君 幸代君 毛利 松平君		大蔵 勝彦君 次男君 勝彦君 幸代君 和秋君 和秋君 幸代君 毛利 松平君	

の額の算定に関する基準」を公布し、七十歳以上の老人に対する医療費は特別扱いすることとなつた。これは、老人の歯科治療に差別を持ち込み、医師が必要とする治療を制限するものとなつてゐる。

我が国の老人歯科医療費は、国民医療費の〇・三八%を占めるに過ぎず、西ドイツ、アメリカの四分の一である。

このことは、老人の歯科治療の不十分さを物語つており、老人の残り少ない自然歯を大切にし、老人の特性に見合つた治療ができるものにすることが求められている。

また、同時に行われた健康保険法の診療報酬の改定で、歯科材料として安全性等で種々問題点が指摘されていた铸造用ニッケルクロム合金が保険に導入されたが、これは歯科治療の水準を低下させるものである。

国民がよりよい歯科治療を保険で受けられるようになることが求められているにもかかわらず、今回の診療報酬の改定をみると多くの問題点を持つており、改善が必要と考える。

一 老人用歯科診療報酬の改定について

1 有床義歯指導料が新設されたが、検査及び処置行為を含めた指導料としたことにより、患者のため義歯装着後の調整回数を増やすほど不採算となる。検査及び処置行為とは別個に指導料が算定できるようすべきではないか。

2 今回新設された生活指導管理料(100点)の主病から歯槽膿漏症が除かれ、口腔疾患指導料(50点)に含まれることとなつていて、そのため従来の四分の一に減額されているばかりか、歯槽膿漏症に必要なポケット測定検査(75点)、歯間離開度検査(70点)等までも口腔疾患指導料に含めている。

老人が年をとるに伴つて自然歯は少なくなつていて、それだけに老人の歯槽膿漏症の治療は大切であるのに、今回の改定でかえつて老人は歯槽膿漏症の治療を受けにくくなつてゐる。老人が歯槽膿漏症の指導や検査が十分受けられるよう改善すべきではないか。

二 鑄造用ニッケルクロム合金の保険導入について

1 今回の診療報酬の改定で、歯冠修復、欠損補綴のための歯科材料として、铸造用ニッケルクロム合金が保険導入されている。

「健康保険の診療報酬改定の経過及び趣旨」で、緊急性の高いものについて改善を図るとしているが、同合金の保険導入にどのような緊急性があつたのか。

2 同合金の保険導入を中医協で決定する前日に、日本歯科医師会の歯科材料相当の常務理事が同合金の問題点を指摘し、「次期の医療費改定まで充分に検討すべきであり時期尚早」と考える」という意見を公表している。同合

金の保険導入の経過が不明瞭で唐突過ぎると思われるが、経過を詳しく報告願いたい。

3 同合金の医学的安全性、適格性について多くの議論があるところであるが、保険導入に当たつて安全性等の審査はどうに行つたのか。

また、薬事法による同合金の承認に当たつて薬事審議会で審議されたのか。

4 ニッケルの発がん性及びニッケル合金によるアレルギーについてどのように考えているか。

米国歯科医師会は、ニッケルを含有する合

金についてはニッケルを含有していることを明記し、ニッケルに対しアレルギーを起こす人は使用すべきでないことを明らかにするよう義務付けている。日本でもこのような義務付けをする考えはないか。

5 ニッケルクロム合金には、ペリリュームが、表示されているいないにかかわらず二%以下の範囲で含有されている。

このペリリュームは、呼吸器系に炎症等の障害を起こすことが知られており、ニッケルクロム合金の溶融時に発生する蒸気、ガスあるいは切削研磨時に粉塵等により障害が発生するといわれている。この点についてどのように考へているか。

内閣衆質九八第一九号 昭和五十八年四月二十六日

内閣總理大臣 中曾根康弘 衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員浦井洋君提出老人保健法の施行に伴う老人の歯科治療及び歯科診療報酬改定に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕 衆議院議員浦井洋君提出老人保健法の施行に伴う老人の歯科治療及び歯科診療報酬改定に関する質問に対する答弁書

6 スウェーデンでは、1%以上ニッケルを含むする歯科用合金の使用は一九七四年以降禁止したのを始め、ヨーロッパの各国で同合金の使用を禁止してきていることについてどう考へているか。

7 日本被覆歯科学会歯科用金属規格委員会が作成した「歯科用金属の規格並びに銅合金に関する見解」という報告書では、「戦時中以来慣性的に継続してきた安易な代用合金鋼を厳正に反省し、再検討すべきである。インレー及びクラウンブリッジ用としては銀パラジウム合金を最低限とすべきである」と述べて

いる。

今回の同合金の保険導入により、保険によ

る歯科治療の水準を低下させるものと考えるがどうか。

8 将来、金合金や銀パラジウム合金を保険適用の歯科材料からはずしていくことはないか。

また、金価格の動向に応じて適性な価格に機敏に改定しないと、銀パラジウム合金等は事実上使われなくなる恐れがある。この点についてどのように対応するつもりか。

9 「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」及び「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を直ちに再検討し、歯科治療の必要な老人が安心して治療が受けられる診療報酬とする必要があると思うがどうか。

右質問する。

1 から3まで 歯科铸造用ニッケルクロム合金は昭和四十五年に歯科材料として薬事法に基づく製造承認がなされてきたものであるが、最近の铸造技術の改良等にかんがみ、中央社会保険医療協議会で審議の上、今回保険導入が行われたものである。

なお、薬事法に基づく製造承認に当たつては、同合金が昭和三十一年にJIS規格が定

により国庫に納付すべき金額との差額に相当する金額(次項において「特別国庫納付金額」といいう。)を昭和五十九年三月三十日までに国庫に納付しなければならない。

2 特別国庫納付金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

理由

昭和五十八年度における國の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と國民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行に関する措置を定めるとともに、同年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れ等の特別措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 2 特例公債の発行等
- (1) 昭和五十八年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行できることとする。
 - (2) 特例公債の発行は、昭和五十九年六月三十日まで行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る収入は、昭和五十八年度所属の歳入とすること。
 - (3) (1)の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととする。
 - (4) この法律により発行する公債については、國債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとすること。
- 3 一般会計からの國債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例
- 昭和五十八年度における國債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から國債整理基金特別会計への繰入れについて、國債総額の百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わないこととする。
- 4 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ
- (1) 昭和五十八年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定から二千五百億円、同特別会計の保障勘定から六十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができるようとする。
- (2) (1)の繰入金については、後日、それぞれの繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り戻さなければならないこととする。

- 5 あへん特別会計からの一般会計への繰入れ
- 昭和五十八年度において、あへん特別会計から、十三億円を限り、一般会計に繰り入れることができるのこととする。
- 6 造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ
- 昭和五十八年度において、造幣局特別会計から、四億円を限り、一般会計に繰り入れることができるのこととする。
- 7 日本電信電話公社の臨時国庫納付金の納付の特例
- 日本電信電話公社は、臨時国庫納付金額のうち昭和五十八事業年度に係る金額のはか、昭和五十九事業年度に係る金額についても、昭和五十八事業年度末までに国庫に納付しなければならないこととする。
- 8 日本中央競馬会の国庫納付金の特例
- 日本中央競馬会は、昭和五十八事業年度に納付された金額が五百億円に満たない場合には、既定の国庫納付金のほか、剩余金を基準とする国庫納付金額が五百億円に満たない場合には、特別積立金のうち五百億円と当該国庫納付金額との差額に相当する金額を昭和五十九年三月三十日までに国庫に納付しなければならないこととする。

- 三 本案施行に伴う予算措置
- 昭和五十八年度一般会計予算の歳入において、特例公債発行収入として六兆九千八百億円を計上するとともに、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの受入金四億円、日本中央競馬会からの受入金二千五百六十億円、日本郵便特別会計からの受入金十三億円、造幣局特別会計からの受入金四億円、日本電信電話公社からの臨時国庫納付金三千四百億円、日本中央競馬会からの特別国庫納付金三百億円を計上している。
- なお、国債費定率繰入れ等の停止措置による国債費の減額は、一兆三千九百七十三億円である。
- 右報告する。
- 昭和五十八年四月二十六日
衆議院議長 福田 一殿
大蔵委員長 森 美秀
〔別紙〕
- 〔公布の日〕
昭和五十八年四月一日から施行する。
この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 附則
- 〔小字及び一は修正〕
- 政府は、次の事項について十分配慮すべきである。
- 一 今后における経済運営の指針の検討とともに、昭和五十九年度予算編成に合わせて、財政再建に対する具体的な方策等についての考え方を明らかにし国民の理解と協力の確保に努めること。
- 二 財政改革の推進に当たっては、歳出・歳入構造の合理化、適正化に全力をつくし、特例公債依存の財政からできるだけ速やかに脱却するよう努めるとともに、建設公債についても慎重に対処し、更に、公債発行額や公債依存度等につ

いての簡明な指標により公債発行に歛止めを掛けるよう検討すること。

三 財源対策としては、中長期にわたる展望に基づく対応を図り、税外の臨時的な財源に安易に依存することのないよう留意するとともに、負担の公平化に一層努力すること。

四 予算編成に当たっては、施策の優先順位を厳しく判断し、財政支出の削減・抑制・補助金等の洗い直しを進めるとともに、いたずらに後年度負担の累増を招くことのないよう財政改革の方針に沿つて、歳正に対処すること。

五 今後とも現行の減債基金制度を堅持するよう努めるとともに、満期到来の公債が、保有者に対して支障なく償還されるよう所要の償還財源を確保し、公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。

六 今後、建設公債の借換えも本格化することに備え、金融・資本市場の動向を踏まえた市中消化の原則、発行条件の弾力化等適切な国債管理政策に関する方針を確立するよう努めること。

七 自動車損害賠償責任再保険特別会計に滞留している運用益について、保険契約者の利益のために活用するための具体的方策の検討を速やかに進めること。

また、今回の繰入金相当額の一般会計から同特別会計への繰戻しについては、国の財政事情、同特別会計の収支状況を踏まえ、できる限り早期にかつ適切に行うよう努めるとともに、今回の繰入れを理由として安易な保険料の引上げを行わないよう努めること。

八 高度情報化社会における電気通信事業的重要性に顧み、日本電信電話公社の適切な事業運営に支障をきたすことのないよう留意すること。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るために一般会計からする繰入れの特例に関する法律案

国会に提出する。
昭和五十八年三月三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの間ににおける同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れの特例に関する措置その他これに伴う必要な措置を定めるものとする。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの特例)

第二条 政府は、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの各年度に係る国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第八十五条第一項及び

第二項の規定による国庫負担について、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度にあつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額から、別表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額を控除して得た額に相当する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。

前項の政令により昭和五十八年度から昭和六十三年度までの別表の上欄に掲げる各年度に応する同表の下欄に定める金額が改定された場合には、昭和六十四年度から昭和七十二年度までの同表の上欄に掲げる各年度に応する同表の下欄に定める金額については、当該金額に、当該改定による昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に応する同表の下欄に定める金額

2 あつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額に同表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額を、昭和六十四年度から昭和七十二年度までの各年度に応する同表の下欄に定める金額が改定されていない年度がある場合にあつては、当該年度について、同表の上欄に掲げる当該年度に応する同表の下欄に定める金額の合計額(以下この項に

2 あつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額に同表の上欄に掲げる当該各年度のうち当該政令による改定後の金額(当該各年度のうち当該政令に

2 あつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額に同表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額を、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に応する同表の下欄に定める金額

2 あつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額に同表の上欄に掲げる当該各年度に応する同表の下欄に定める金額を、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に応する改定後の金額の合計額とす

る。)を一兆二千二百九十九億円で除して得た割合を乗じて得た額を基準として、政令で、これを改定するものとする。この場合において、昭和六十四年度から昭和七十二年度までの各年度に応する改定後の金額の合計額は、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に応する改定後の金額に等しくなるようにするものとする。

一 国民年金勘定 前項の規定による各年度における繰入金の額(次号において「各年度繰入額」という。)から当該各年度に係る国民年金法第八十五条第二項の規定による国庫負担金の額を控除して得た額に相当する金額

二 福祉年金勘定 各年度繰入額から当該各年度に係る前号に定める金額を控除して得た額に相当する金額

(国庫負担金の繰入れの特例に係る控除額及び加算額の改定等)

第三条 昭和五十八年度から昭和六十三年度までの間ににおいて国民年金法による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた場合には、当該措置が講ぜられた年度以降昭和六十三年度までの別表の上欄に掲げる各年度に応する同表の下欄に定める金額(当該金額がこの項の規定に基づく政令により改定されている場合にあつては、当該政令による改定後の金額)については、当該措置により同法第八十五条第一項及び第二項の規定による国庫負担金の合算額が増加し、又は減少する割合を勘案して、政令で、これを改定するものとする。

前項の政令により昭和五十八年度から昭和六十三年度までの別表の上欄に掲げる各年度に応する同表の下欄に定める金額が改定された場合には、当該各年度に応する別表の下欄に定める金額の改定後の金額とあるのは「次条第一項の政令による当該各年度に応する同表の上欄に定める金額」とあるのは「同条第二項の政令による当該各年度に応する同表の下欄に定める金額」とする。

(国民年金特別会計への運用收入相当額の繰入れ)

第四条 政府は、第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより国民年金特別会計において生じないこととなつたと見込まれる運用収入に相当する金額を、昭和七十二年度以降において、当該措置に係る平準化の趣旨にのつとり、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

前項の規定による一般会計からの繰入金は、

第五条 国民年金特別会計法の規定の読替え

国民年金特別会計法の規定による一般会計から受け入れられた金額に係る国民年

金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十六条第一項の規定の適用については、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れ	理由
の平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十九年度から昭和七十二年度までの間ににおける同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れの特例に関する措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
議案の要旨及び目的	一
本案は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十九年度から昭和七十二年度までの間ににおける同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れの特例に関する措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。	1 要旨
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るため、昭和五十九年度から昭和七十二年度までの間ににおける同特別会計への一般会計からする国庫負担金の繰入れの特例に関する措置等を定めるものとおりである。	1 要旨

2 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの特例

(1) 昭和五十八年度から昭和七十二年度までの各年度に係る国民年金法第八十五条第一項(提出制国民年金)及び第二項(老齢福祉年金)の規定による国庫負担金について、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度にあつては、当該各年度に係る国庫負担金の額から当該各年度に応する別表に定める金額を控除した金額を、昭和六十四年度から昭和七十二年度までの各年度については、当該各年度に係る国庫負担金の額に当該各年度に応する別表に定める金額を加算した金額を一般会計から国民年金特別会計に繰り入れるものとする。

(2) 前記(1)による繰入れをする国民年金特別会計の勘定は、国民年金勘定及び福祉年金勘定とし、当該各勘定に繰り入れる金額は、国民年金勘定にあつては、(1)による繰入金の額から老齢福祉年金の国庫負担金の額を控除して得た額とし、老齢福祉年金勘定への繰入額は、その残余の額とすること。

8 控除額及び加算額の改定

昭和五十八年度から昭和六十三年度までの間ににおいて国民年金法による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた場合には、当該措置に応じ昭和五十八年度から昭和七十二年度までの控除額及び加算額を、政令で、改定するものとすること。

4 国民年金特別会計への運用収入相当額の繰入れ

国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより国民年金特別会計において減少する運用収入に相当する金額を、昭

五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合には大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にはあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第一項の登録のうち大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めることにより登録免許税を同項の登録のうち都道府県知事の登録を受けようとする者及び前項の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めることにより手数料を、それを納めなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては大蔵大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合は当該営業所又は事務所を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人(人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章及び第三十八条において同じ)である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、監理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 業務の種類及び方法

七 他に事業を行つているときは、その事業の種類

(登録の実施)

2 前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその

添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 第三十七条第一項又は第三十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合は、その前に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

五 禁錮以上の刑に処せられ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和四十七年法律第一百九十五号)若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律(昭和四十七年法律第二百二号)の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第十二条の規定に違反し、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人でその役員又は政令で定める使用者のもの

八 法人で政令で定める使用者のうち第一号

添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録換えの場合における従前の登録の効力)

第七条 貸金業者が第三条第一項の登録を受けた後、次の各号の一に該当して引き続き貸金業を営もうとする場合において、同項の規定により登録を拒否したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

二 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第六号から第八号までのうちに該当する場合を除き、届出しなければならない。

三 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

四 貸金業者登録簿の閲覧

第九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、貸金業者登録簿に登録しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人(人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この章及び第三十八条において同じ)である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、監理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上支配力を有するものと認められる者として大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

三 個人である場合において、政令で定める使用者があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 営業所又は事務所の名称及び所在地

六 業務の種類及び方法

七 他に事業を行つているときは、その事業の種類

(登録の実施)

2 前項の申請書には、第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

三 都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたとき。

四 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第六号から第八号までのうちに該当する場合を除き、届出しなければならない。

五 大蔵大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が第六条第一項第六号から第八号までのうちに該当する場合を除き、届出があつた事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。

昭和五十八年四月二十八日 衆議院会議録第十九号 貸金業の規制等に関する法律案及び同報告書

五七一

(廃業等の届出)

登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第十一条 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 貸金業者が死亡した場合 その相続人
二 法人が合併(人格のない社団又は財団については、合併に相当する行為。第四号において同じ。)により消滅した場合 その法人を代表する役員の相続人であつた者

三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散(人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為)をした場合 その清算人(人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者)

五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

六 貸金業者が前項各号の一に該当するに至つたときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

3 貸金業者が死亡した場合において、相続人の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)は、被相続人の死亡後六十日間(当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、引き続き貸金業を営むことができる。相続人がその期間内に第三条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。この場合において、これらの期間内の営業については、相続人を貸金

(業者とみなす)。

(無登録営業等の禁止)

第十二条 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者は、自口の名義をもつて、他人に貸金業を営ませてはならない。

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 返済の方法

五 返済期間及び返済回数

六 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)

七 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)

八 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

九 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該保証人に交付しなければならない。

第十条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

一 貸付けの利率
二 返済の方法
三 返済期間及び返済回数
四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

第十三条 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人とならうとする者の資力又は信用、借り入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

第十四条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、顧客の見やすい場所に、次の各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

一 貸付けの利率
二 返済の方法
三 返済期間及び返済回数
四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

第十五条 貸金業者は、貸付けの条件について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)。次条及び第二十条において同じ。)

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(書面の交付)

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所(契約の内容)

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 返済の方法

五 返済期間及び返済回数

六 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)

七 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)

八 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

九 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該保証人に交付しなければならない。

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額)。次条及び第二十条において同じ。)

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(帳簿の備付け)

第十九条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十条 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から、これらの者が当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面(以下「委任状」という。)を取得する場合においては、当該貸付けの契約における貸付けの金額、貸付けの利率その他大蔵省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

第二十一条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があったときは、貸金業者その他の者を困惑させてはならない。

第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があったときは、貸金業者その他の者を困惑させてはならない。

第二十三条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業者その他の者を困惑させてはならない。

第二十四条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業者その他の者を困惑させてはならない。

第二十五条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業者その他の者を困惑させてはならない。

第二十六条 貸金業者は、その業務に関して広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、貸付けの利率その他の貸付けの条件について著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

(貸金業の業務に関する研修)

第二十九条 協会は、一定の課程を定め、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に對し、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修を実施しなければならない。

(過剰貸付けの防止)

第三十条 協会は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うもの）をいう。以下この項において「信用情報機関」といふ。を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

(大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力)

第三十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他の必要な事項について、協会に協力させることができる。

(会員名簿の閲覧)

第三十二条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(全国貸金業協会連合会)

第三十三条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会（以下「連合会」といふ。）は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及

び指導を行うことを目的とする。

(名稱の使用制限)

第三十四条 協会及び連合会でない者は、貸金業者の営業所又は事務所の営業の主任者その他貸金業の業務に従事する者に對し、その業務に必要な知識及び能力その他の事項についての研修を実施しなければならない。

(過剰貸付けの防止)

第三十五条 协会は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び貸金業者に対する当該情報の提供を行うもの）をいう。以下この項において「信用情報機関」といふ。を設け、又は他の信用情報機関を指定し会員にこれらの機関を利用させること等の方法により、資金需要者等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結しないよう指導しなければならない。

2 会員は、前項に規定する情報を資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

(報告勘取及び立入検査)

第三十五条 大蔵大臣は連合会に対して、都道府

県知事は協会に対して、連合会又は協会の適正

な運営を確保するため必要があると認めるとき

は、報告若しくは資料の提出を命じ、又はその

職員にその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、

書類その他業務に關係のある物件を検査し、若

しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あつたときは、これを提示しなければならない。

い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

搜査のために認められたものと解してはならぬ。

(業務の停止)

第五章 監督

第三十六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その

登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当す

る場合においては、当該貸金業者に対し、一年

以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部

の停止を命ずることができる。

1 第八条第一項、第十一项第二項、第十二项、

(登録の取消し)

第一項、同条第二項においてこれららの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

2 備考として、次の場合

のいずれにも該当することとなつたとき。

イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に當た

りその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等を受ける

ことを証明できなかつたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重

いとき、又は同条第一項若しくは第二項の規

定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

(所在不明者の登録の取消し)

第三十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所

在地を確知できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在（法人である場合は、その役員の所在）を確知できないときは、大蔵

省令で定めるところにより、その事實を公告

し、その公告の日から三十日を経過しても当該

貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

(弁明の機会の供与)

第三十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三

十六条第一項若しくは第二項又は第三十七条第

一項の規定に基づく処分をしようとするとき

は、あらかじめ、大蔵省令で定めるところによ

り、当該貸金業者にその処分の事由を通知し、

弁明及び証拠の提出の機会を与えなければなら

ない。

(登録の消除)

第四十条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三

二項、第七条若しくは第十条第二項の規定に

より登録が効力を失つたとき、又は第三十七条

第一項若しくは第三十八条の規定により登録を

取り消したときは、当該貸金業者の登録を消除

しなければならない。

1 第六条第一項第一号又は第四号から第八号

までの一に該当するに至つたとき。

2 第七条各号の一に該当して引き続き貸金業

第三十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その

登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当す

る場合においては、その登録を取り消さなければなら

ない。

3 第四十二条第一項第一号又は第二号

(監督処分の公告等)

第五十一条 法人（人格のない社団又は財團で代表者は又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 正當な理由がないのに第三十二条の名簿の閲覧を拒んだ者

三 第三十四条第一項の規定に違反した者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（貸金業者の自主規制の助長に関する法律の廃止）

第二条 貸金業者の自主規制の助長に関する法律（以下「旧自主規制法」という。）は、廃止する。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第七条第一項の規定による届出をして第二条第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分が

あつたときは、その日までの間）は、第三条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き貸金業を営むことができる場合には、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第三十六条第一項、第三十九条、第四十一条第一項、第四十

二条及び第四十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四十四条中「第十一条第三項」とあるのは、「附則第三条第一項」とする。

第三十三条第一項の規定による貸金業協会又は第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会連合会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会又は旧自主規制法第十二条规定による全国庶民金融業協会連合会に第三十一条の協力をさせることができる。

第六条 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金錢を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき、この法律の施行後に、債務者が利息として金錢を支払つたときは、当該支払については、第四十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金錢を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、この法律の施行後に、債務者が賠償として金錢を支払つたときは、当該支払については、第四十三条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第七条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四条の規定による業務の停止については、な

お従前の例による。

（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正）

第三条第一項の規定による貸金業協会に申請することができる。当該庶民金融業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第二十五条第一項の規定による貸金業協会になるために必要な定款の変更の認可を申請しなかつたときは当該期間の経過する日に、当該定款の期間内に当該定款の変更の認可を申請しなければならない。

2 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法

第三条第一項の規定による貸金業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第二十五条第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一年間（当該期間内に第六条第一項の規定による登録の拒否の処分が

会連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十三条第一項の規定による全国貸金業協会連合会になるために必要な定款の変更の認可を大蔵大臣に申請する。

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十五条第一項の規定による貸金業協会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会に第三十一条の協力をさせることができる。

第六条 貸金業者がこの法律の施行前に業として行つた金錢を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定に基づき、この法律の施行後に、債務者が賠償として金錢を支払つたときは、当該支払については、第四十三条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第七条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十七条の規定によりその効力を有するものとされる旧自主規制法第二章の規定に係る罰則の規定に該当するもの及び附則第七条の規定により從前の例によることとされる業務の停止の命令に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四条の規定による業務の停止については、な

お従前の例による。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加え

する。

（登録免許税法の一部改正）

第十二条第一項の規定による登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加え

する。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加え

する。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十四号の次に次のように加え

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第百九十五号)	号	登録件数
第三条第一項(登録)の大蔵大臣がする貸金業者の登録(更新の登録を除く。)		一件につき九万円

(大蔵省設置法の一部改正)

第十二条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加える。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監督すること。

第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に関するもの」の下に「並びに貸金業者に対する立入検査に関するもの」を加える。

報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、貸金業の業務の運営が、社会に重大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて資金需要者等の利益の保護を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 登録
貸金業を営もうとする者は、営業所等の設置区域に応じて大蔵大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないものとし、登録は、三年ごとに更新を受けなければ効力を失うものとすること。その他、不適格業者等に対する登録拒否等について定めるとともに、無登録営業、名義貸し等を禁止すること。

2 業務規制
(1) 借主等の資力、信用等を調査し、返済能力を超える過剰貸付けをしてはならないものとすること。その他、貸付け条件の掲示、契約書面の交付、受取証書の交付、債権証書の返還、帳簿の備付け、標識の掲示

等を義務付けるとともに、誇大広告、白紙等を義務付けるとともに、誇大広告、白紙

委任状の取得を禁止すること。

(2) 取立て行為の規制については、人を威迫し又はその私生活等の平穏を害するような言動により、その者を困惑させではないなものとすること。

(3) 債権譲渡等の規制については、貸付け債務譲受人に取立て行為規制等の業務規制の適用があるものとし、譲渡人にその旨を書面で譲受人に通知することを義務付けるとともに、暴力的取立て行為者等に債権譲渡等をするなどを禁止すること。

3 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

從来の庶民金融業協会及び全国庶民金融業協会連合会に代わるものとして、都道府県の区域ごとに貸金業協会を、また、全国を単位として全国貸金業協会連合会を設立し、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資するための業務を自主的に行なうことができるものとすること。

4 貸金業に対する監督

(1) 大蔵大臣又は都道府県知事は、登録業者がこの法律等に違反したとき、又は貸付けの契約若しくは債権の取立てに当たり、物価統制令第十二条(抱合せ・負担附行為の禁止)の規定に違反し、若しくは刑法等に規定する罪を犯したときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとすること。

(2) 大蔵大臣又は都道府県知事は、登録業者が欠格事由に該当することとなつたとき、登録換えをしなかつたとき、業務停止処分に違反したときは、その登録を取り消さなければならぬものとすること。

(3) 大蔵大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、貸金業者に対し、報告書を徴収し、又は立入検査をすることができるものとすること。

5 利息制限法との関係

貸金業者との利息の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金額の額が、利息制限法に定める利息の制限額を超えるときは、その超過部分の支払は、同法の規定にかかるらず、有効な利息の債務の弁済とみなすものとする規定を設けること。ただし、この規定は、契約書面を交付しない場合、受取証書を交付しない場合、業務停止処分に違反して貸付けの契約が締結された場合、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の高金利の处罚規定又は物価統制令の抱合せ・負担附行為の禁止規定に違反して契約が締結された場合における支払については、適用しないものとすること。

6 その他

(1) 無登録営業、書面交付義務違反等について必要な罰則規定(最も重い罰則は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)を設けること。

7 その他

(2) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとともに、所要の経過措置を講ずること。

二 議案の可決理由
貸金業の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るために、所要の経過措置を講ずること。

二 議案の可決理由
貸金業の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るために、所要の経過措置を講ずること。

(1) 伊藤茂君外一名から、取立て行為の規制について禁止行為を具体的に明示するほか、みなし弁済規定を削除すること。

(2) なお、本案に対し、伊藤茂君外一名から、本院を全部修正して小口消費者金融業法とし、小口消費者金融業者について、他の貸金業者と区別して免許制を採用し、規制、監督等を行ふこととする修正案が提出されたが、いずれも少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり、附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月二十七日

大蔵委員長 森 美秀
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

貸金業の規制等に関する法律案に対する附帯決議

サラ金問題が長い年月にわたって、重大な社会問題となってきた経過にかんがみ、消費者保護とともに、特に次の諸点について十分配慮すること。

一

貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資するため、貸金業協会及び同連合会への加入の促進を図り、あわせて同協会及び同連合会の健全な発展について指導を行い、また、非加入者が生ずる場合には、その非加入者に対する指導・監督について万全を期すること。

二 資金需要者の利益の保護及び貸金業の健全な発展を図るために、貸付条件についての誇大広告の禁止及び貸付債権の取立て行為の規制に関する規定の運用に当たつては、個別、具体的に例示する等の方法により、当該規定の趣旨が活かされるよう指導・監督すること。

三 資金需要者の利益の保護を図るために、貸出金利の引下げに更に努力するとともに、できるだけ早く本則に移行できるよう努力すること。

出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第九十一大回国会衆議院提出)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。
昭和五十八年四月二十日

参議院議長 徳永 正利

衆議院議長 福田 一殿

(小字及び
は参議院修正)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部

を次のように改正する。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」と、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改め

る。

第五条第五項中「貸付」を「貸付け」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項

と「超える」に、「三十万円」を「三百万円」に改め

る。

第五条第四項中「こえる」を「超える」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第六項

とする。

第五条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第四項

とする。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行いうる者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年四十・〇〇四ペーセント(二月二十九日を含む一年については年四十・一一三六ペーセントとし、一日当たりについては〇・一〇九六ペーセントとする。)を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五条第一項中「三十万円」を「三百万円」に、「第一項」を「第一項若しくは第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十七年法律第一号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日から起算して三年を経過するまでの間は、改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下改正後の法)という。第五条第一項中「四十・〇〇

四ペーセント」とあるのは「七十三ペーセント」と「四十・一一三六ペーセント」とあるのは「七十三ペーセント」と「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・二ペーセント」と読み替えるものとする。ただし、質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋については、この限りでない。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から十五日以後六月を経過する日までの間にした利息の受領(同項の別に法律で定める日以前に業として金銭の貸付けを行う者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、同項の規定により読み替えられたものとする。ただし、質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋についても、この限りでない。

4 前項の別に法律で定める日までの間は、改正後の法第五条第一項の規定による。

5 第五条第二項中「四十・〇〇四ペーセント」とあるのは「五十四・七五ペーセント」と、「四十・一三六ペーセント」とあるのは「五十四・九八ペーセント」と、「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・一五ペーセント」と読み替えるものとする。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

6 この法律の施行の日から起算して五年を経過した日以後において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

7 同條第三項(貸金業者についての特例)の規定は、改正後の法第五条第一項の規定による。

8 日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「四十・〇〇四ペーセント」とあるのは「百九・五ペーセント」と、「四十・一一三六ペーセント」とあるのは「百九・八ペーセント」と、「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・三ペーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

9 前項に規定する日賦貸金業者は、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業のみを行うものをいう。

一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で大蔵省令で定める小規模のものを行なう者とすること。

二 返済期間が百日以上であること。

三 返済金を返済期間の百分の七十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又

契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

この法律の施行の日から起算して三年を経過する日の翌日から同日以後六月を経過する日までの間にした利息の受領(当該三年を経過する日以前に業として金銭の貸付けを行なう者がした金銭の貸付けの契約に基づくものに限る。)に対する罰則の適用については、同法第三十六条第一項第四号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下改正後の法)」といふ。第五条第一項中「四十・〇〇四ペーセント」とあるのは「七十三ペーセント」と「四十・一一三六ペーセント」とあるのは「七十三ペーセント」と「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・二ペーセント」と読み替えた改正後の法第五条第二項の規定による。

10 改正後の貸金業の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第三十六条第一項第四号中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下改正後の法)」といふ。第五条第一項中「四十・〇〇四ペーセント」とあるのは「七十三ペーセント」と「四十・一一三六ペーセント」とあるのは「七十三ペーセント」と「〇・一〇九六ペーセント」とあるのは「〇・二ペーセント」と読み替えた改正後の法第五条第二項の規定による。

11 日賦貸金業者についての附則第十三項による

は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てる。

12 質屋営業法の一部改正

13 第四十三条第二項第三号中「第五条第一項」を改める。

附則第十二条の次に次の二条を加える。
(任意に支払った場合のみなし弁済に関する
経過措置)

第十三条 この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、第四十三条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第十八号)」と読み替えるものとする。

第十四条 第二項の規定は、前項に規定する期間内に金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る保証契約に基づき当該期間経過後に支払がされた場合における当該支払について準用する。この場合において、第二項中「前項の規定により読み替えるもの」とあるのは「第三項の規定により読み替えるもの」とする。

第十五条 前項に規定する期間内に出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第十八号)による金利等取締法昭和五十七年改正法」といって、前項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

第十六条 前条第一項に規定する期間内に締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る保証契約に基づき当該期間経過後六月を経過する日の翌日から同条第三項に規定する期間経過後六月を経過する日までの間又は同日の翌日以後に利息(利息制限法第三条の規定により利息とみなされるものを含む。以下この条において同じ。)又は債務の不履行による賃償額の予定に係る賃償金の支払(同条第四項において準用する同条第二項の規定によりおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定の適用を受けるものを除く。)がされた場合において、当該支払に係る利息の額又は債務の不履行による賃償額の予定に係る賃償金の額が当該支払(同条第二項に定める利息の制限額を超えるものとされる同条第一項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定の適用を受けるものを除く。)がされた場合における賃償額の予定に係る賃償金の額が当該支払を金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の別に法律で定める日までの間から金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項」とあるのは、「金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項

年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項」と読み替えるものとする。

第十七条 第二項の規定は、前項に規定する期間内に金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る保証契約に基づく支払とみなして、前条第二項の規定によりおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定を適用する。

第十八条 第二項の規定は、前項に規定する期間内に金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る保証契約に基づく支払とみなして、前条第二項の規定によりおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定を適用する。

等の取締りに関する法律第五条第二項に定める利息の制限額を超えるときは、当該支払を金利等取締法昭和五十七年改正法附則第三項の規定により読み替えられた出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項の規定に違反して締結された貸付けに係る契約又は当該貸付けに係る保証契約に基づく支払とみなして、前条第二項の規定によりおその効力を有するものとされる同条第三項の規定により読み替えられた第四十三条第二項第三号の規定を適用する。

議案の要旨及び目的
九十六回国会衆法第三二号、参議院送付)
に関する報告書

一 本案は、高金利による金銭の貸付けが弊害を生じている現状にかんがみ、業として金銭の貸付けを行う者に対する刑罰の対象となる金利の限度を引き下げるとともに、罰金の額を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

二 刑罰の対象となる制限利率について、現行の年百九・五パーセントを、業として金銭の貸付けを行う者については年四十・〇〇四パーセントに引き下げること。

三 なお、一般私人については、現行の年百九・五パーセントのままとする。

四 2の期間経過後別に法律で定める日までの間は、制限利率を年五十四・七五パーセントとする。

五 3の別に法律で定める日については、法施行の日から起算して五年を経過した日以降に生じて、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとすること。

六 罰則の上限を引き上げる(三十万円以下の罰金を三百万円以下の罰金)こととする。

七 この法律の施行日は、貸金業の規制等に関する法律の施行の日とすること。

二 議案の可決理由
規制法の制定により、貸金業者に必要な規制、監督等を加えることとするほか、处罚され

る金利の上限を引き下げることは、資金需要者等の利益の保護を図る見地から、適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、伊藤茂君外一名から、制限利率を法施行後三年間は年五十四・七五ペーセントとし、三年経過後は、本則の年四十・〇〇四パーセントを適用することとする修正案が、また、簞輪幸代君外一名から、本案を全部修正し、制限利率を年四十・一五ペーセントとする修正案が提出されたが、いずれも少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり、附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月二十七日

衆議院議長 福田 一殿
大蔵委員長 森 美秀

〔別紙〕

衆議院議長 福田 一殿
大蔵委員長 森 美秀

示する等の方法により、当該規定の趣旨が活かされるよう指導・監督すること。

三 資金需要者の利益の保護を図る見地から、金利等取締改正法における刑事罰対象利率の上限貸出金利の引下げに更に努力することとともに、できるだけ早く本則に移行できるよう努力すること。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十八年一月二十八日

内閣總理大臣 中曾根康弘

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項ただし書を削り、同条第二項中「年金積立金」を「積立金」に改める。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を

次のように改正する。

の保険勘定の積立金の運用範囲を拡大しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 保険勘定の積立金の運用範囲に、外国政府等の発行する債券、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの要約があるもの及び金融機関への預金を加えることとすること。

2 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

1 議案の可決理由
本案は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月二十七日

衆議院議長 福田 一殿
大蔵委員長 左藤 恵

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項ただし書を削り、同条第二項中「年金積立金」を「積立金」に改める。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を

次のように改正する。

〔別紙〕
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議
右
政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

1 加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険及び郵便年金の積立金について、さらに運用範囲の拡大を努めるとともに、余裕金についても直接運用できるよう制度の改善を図ること。

2 積立金の運用対象の多様化等に対処するため、運用体制の整備、充実を図ること。

3 簡易生命保険の保険金最高制限額については、国民の生活水準の向上等に伴いその改善を図ること。

4 政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

1 附帯決議する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

である。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

**船員の雇用の促進に関する特別措置法の一
部を改正する法律**

(昭和五十二年法律第九十五号)第二条第一項を改定する。

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「特定不況業種離職者臨時措置法

(昭和五十二年法律第九十五号)第二条第一項」を

「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用

の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第

二号)第二条第一項第一号」に改め、「同法の

施行の日(以下「施行日」という。)において同条第

三項の特定不況業種事業主に該当することとなつた事業主が施行日前に実施した当該特定不況業種

に係る事業規模の縮小等に伴い、昭和五十二年十

月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた船員を含む。)を削り、「昭和五十八年年六月三十日」を「昭和六十三年六月三十日」に、「特定不況業種離職者臨時措置法第十条」を「同法第十三条」に、「同法第十一条第一項」を「同法第十七条第一項」に改める。

二 議案の可決理由

電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正を図るため、遠距離の通話料を引き下げる事は妥当と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

- 1 区域外通話地域間距離が現在三二〇キロメートルを超える五〇〇キロメートルまでは四秒ごとに一〇円、五〇〇キロメートルを超える五〇〇キロメートルまでは三・五秒ごとに一〇円、五〇〇キロメートルを超える五〇〇キロメートルまでは三・五秒ごとに一〇円となつている料金を、三二〇キロメートルを超えるものは一律四・五秒ごとに一〇円に改めることとする。
- 2 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正を図るため、遠距離の通話料を引き下げる事は妥当と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十八年四月二十八日

通信委員長 左藤 恵

衆議院議長 福田 一殿

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十八年三月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

近海海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職を余儀なくされたもののうち運輸省令で定める者については、改正前の附則第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

昭和五十八年四月二十八日

衆議院議長 福田 一殿

一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右

る状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別の措置の対象となる離職の日にに関する期限を昭和六十三年六月三十日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

国会に提出する。
昭和五十八年三月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

規制(第十一条・第十七条)を「第三章 船舶から

の廃棄物の排出の規制(第十一条・第十七条の二)の海洋汚染防止設備等の検査(第十七条の二)

第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

規制(第十一条・第十七条)を「第三章 船舶から

の廃棄物の排出の規制(第十一条・第十七条の二)の海洋汚染防止設備等の検査(第十七条の二)

油を含む水ペラスト等の排出であつて、油分の総量、油分の瞬間排出率（ある時点におけるリットル毎時による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したもの）をいう。）、排出海域及び排出方法に関する政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

4 油タンクから完全に分離されているタンクであつて水バラストの積載のために常置されているものをいう。以下同じ。又は貨物艤原油洗浄設備(原油により貨物艤を洗浄する設備をいう。次項において同じ。)を設置しなければならない。

2 油濁防止管理者は、前項の油濁防止規程に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行うもののうち油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

海洋汚染防止証書

ンカーにあつては、その貨物船を含む。以下「海洋汚染防止設備等」という。)について運輸大臣の行う定期検査を受けなければならぬい。次条第一項の海洋汚染防止証書の交付を受けた検査対象船舶をその有効期間満了後も航行の用に供しようとするときも、同様とす

第一項本文の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出であつて、専門省令で定らる。

備、水バラスト等排出防止設備、分離バラストタンク及び貨物船原油洗浄設備の設置に関する技術について述べる。

第九条第一項中「第五条」を「第五条第一項、

(海洋汚染防止証書)

5 前項の承認には、海洋の汚染の防止のため
ところにより、あらかじめ海上保安庁長官の
承認を受けてするものについては、適用しな
い。

第五条の次に次の三条を加える。
第五条の二 タンカーの貨物艤及び前条第三項
の規定により設置する分離バストンク
は、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に
する技術上の基準は、運輸省今て定める。

2 第五条第三項の規定及び第五条の二（分離
第五条の三及び第六条）に改め、同条第二項中「以外の船舶」の下に「（以下「外国船舶」とい
う。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第
一項の次に次の一項を加える。

果、当該海洋汚染防止設備等が第五条第四項又は第五条の二に規定する技術上の基準（以下この章において「技術基準」という。）に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海事局が方正評価と交付しなければならない。

に必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

損傷が発生した場合において大量の油が排出されることを防止するため、運輸省令で定める技術上の基準に適合するよう設置しなければならない。

バラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、その貨物艙の一部がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて第三条第六号に規定するものについては、適

2 前項の海洋汚染防止証書(以下「海洋汚染防
止證書」という。)の有効期間は、四年(平水区
域を航行区域とする船舶であつて運輸省令で
定めるものについては、運輸大臣が別に定め

第五条 船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、船舶（ビルジ等が生ずることのない船舶を除く。）に、ビルジ等排出防止設備（船舶内に存する油の船底への流入の防止又はビルジ等の船舶内における貯蔵若しくは処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しな

第五条の三 船舶の船首隔壁より前方にあるタンクには、油を積載してはならない。ただし、総トン数が運輸省令で定める数トン未満の船舶については、この限りでない。

用しない。
第十二条第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第十五条中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。
第三章の次に次の二章を加える。
第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等
の検査
(定期検査)

る期間)とする。ただし、その有効期間が満了する時において、運輸省令で定める事由がある船舶については、運輸大臣は、五月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国につては、日本の領事官が行う。

4 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為について

2 前項に定めるもののほか、タンカーには、
水バラスト等排出防止設備（貨物油を含む水
バラスト等の船艤内における貯蔵又は処理の
ための設備をいう。第四項において同じ。）を
設置しなければならない。

第五条の四 タンカーに設置された分離バラストタンクからの水バラストの排出は、運輸省令で定める場合は、この限りでない。

第十七条の二 海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項までに規定する設備をいう。以下同じ。）を設置すべき船舶のうち、当該船舶からの油の排出があつた場合における海洋の汚染を最小限度にとどめるために運輸大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行

の審査請求に関する必要な事項は、政令で定める。

前二項に定めるもののほか、運輸省令で定めるタンカーには、分離バラストタンク（タンカーハウス）の貨物船（ばら積みの液体貨物を輸送するためのものに限る。以下同じ。）及び燃料

今で定める排出方法は、従つて行わなければならない。

する海域、大きさ等の区分に応じ運輸省令で定める船舶（以下「検査対象船舶」という。）の船舶所有者は、当該検査対象船舶を初めて航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備（タ

・ 運輸大臣は、海洋汚染防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染防止証書に記載することができる。

その濃度及び量が運輸省令で定める基準以上であるもの（以下「大量の特定油の排出」という。）

二　油の排出（大量の特定油の排出を除く。）
であつて、その濃度及び量が運輸省令で定める基準以上であるもの
船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合において、船舶から前項各号に掲げる油の排出のおそれがあるとき
は、当該船舶の船長は、運輸省令で定めることにより、当該海難があつた日時及び場所、海難の状況、油の排出が生じた場合に海洋の

(油の排出の通報等)
第三十九条 船舶から次に掲げる油の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、運輸省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のため講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油が運輸省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

該焼却設備に係る焼却設備検査証の効力を停止するものとする。
第十九条の七第一項中「、第十九条の三又は第十九条の四で定めるところにより、運輸大臣の検査を受け」を削る。
第十九条の十中「焼却設備検査証の様式その他検査に必要な事項及び」を「検査の実施方法その他焼却設備の検査に必要な事項、焼却設備検査証の様式、焼却設備検査証の交付、再交付及び書換えその他の焼却設備検査証に関する事項並びにこれを改める。

汚染の防止のために講じようとする措置その他事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、油の排出が生じた場合に当該排出された油が同項ただし書の運輸省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと予想されるときは、この限りでない。

第三十九条の前に見出しとして「**大量の特定油が排出された場合の防除措置等**」を付し、同条第一項中「**大量の油**」を「**大量の特定油**」に、「**第一条各号に**」を次に「**排出された油**」を「**排出された特定油**」に、「**油の排出**」を「**特定油の排出**」に改め、同項に次の各号を加える。

近」を「現場付近」に改める。
第四十二条の二第一項及び第四十二条の三第一項中「第三十八条第一項」を「第三十八条第一項から第四項まで」に改める。
第四十二条の八中「油」を「特定油」に改める。
第四十二条の二十一中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第四十二条の三十八第一項中「油」を「特定油」に改める。

第四十二条の五十一中〔昭和三十七年法律第二百六十二号〕を削る。

「油が」を「特定油が」に改める。
第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(油による海洋の汚染の防止のための薬剤)
第四十三条の四 油による海洋の汚染の防止のためこの使用する薬剤であつて運輸省令で定め

たるに依り、この事項は、運輸省令によるもので、運輸省令で定める技術上の基準に適合するものでなければ、使用してはならない。

2 前項の薬剤は、その用法に従い、当該海洋
い。

の汚染状況及び当該海域の状況に応じて、適切に使用しなければならない。

「第四十四条の見出し中「廃棄物処理施設等」を「廃油処理施設等」に改め、同条中「生ずる廃棄物」を「生ずる廃油及び廃棄物」（以下この条における）

して「廃油等」という。」など、「廃棄物が」を「廃油等が」に、「廃棄物処理施設の整備が促進され、

及び「を「廢油処理施設及び廃棄物処理施設並びに」に改める。

第四十九条第三項中「油を」を「特定油を」に由
め、同条第五項中「設置者」の下に「若しくは管
理者」を加え、「ビルジ排出防止装置」を「海洋汚

染防止設備等」に改め、「油記録簿」の下に「海
洋汚染防止証書、条約証書」を加える。

第四十九条中「船舶又は船舶所有者」を「船舶若しくは海洋施設又は船舶所有者若しくは海洋施設の管理者」に、「船長又は船舶所有者」を「船

用しない。

(有害液体物質記録簿)

第九条の五 有害液体物質を輸送する船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。)は、有害液体物質記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)に備え付けなければならぬ。

2 有害液体汚染防止管理者(有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長)は、当該船舶における有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で運輸省令で定めるものが行われたときは、その都度、運輸省令で定めるところにより、有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。

3 船長は、有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるものほか、有害液体物質記録簿の様式その他有害液体物質記録簿に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

(未査定液体物質)

第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

2 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出があつたときは、環境庁長官にその旨を通知するものとし、環境庁長官は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

第二節 指定確認機関

(指定)

第九条の七 第九条の二第四項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)は、同項に規定する確認の業務(以下「確認業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 海上保安庁長官は、指定をしようとするときは、職員、業務の実施方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 上海保安庁長官は、指定の申請者が次の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 確認業務以外の申請者の行う業務により確認業務を公正に実施することができないおそれがある者であること。

三 第九条の十五の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がいる者であること。

(確認業務規程)

第九条の八 指定確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程(以下この節において「確認業務規程」という。)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 海上保安庁長官は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上あるかどうかについて査定を行うものとする。

不適当となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

3 確認業務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(確認員)

第九条の九 指定確認機関は、第九条の二第四項の確認を行う場合において、事前処理の方法が同条第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定に関する業務については、確認員に行わせなければならない。

2 確認員は、確認業務に関し必要な知識及び経験を有する者であつて運輸省令で定める要件を備えるもののうちから、選任しなければならない。

3 指定確認機関は、確認員を選任したときは、その日から十五日以内に、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。これ

を変更したときも、同様とする。

4 海上保安庁長官は、確認員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくはその法律に基づく命令若しくは処分若しくは執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であることを

ときは、指定確認機関に対し、確認員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により確認員の職を解任され、解任の日から起算して二年を経過しない者は、確認員となることができない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第九条の十 指定確認機関の役員及び職員で確認業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し)

第九条の十五 海上保安庁長官は、指定確認機関が次の各号の一に該当するときは、その指

定を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第九条の七第三項第四号に該当するに至つたとき。

三 第九条の八第一項の規定により認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。

海上保安庁長官に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第九条の十二 指定確認機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(監督命令)

第九条の十三 海上保安庁長官は、この法律の施行するため必要があると認めるときは、指定確認機関に対し、確認業務に関し監督上必要な命令をことができる。

(報告及び検査)

第九条の十四 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定確認機関に對し、確認業務に関して報告をさせ、又はその職員に、指定確認機関の事務所その他の事業場に立ち入り、確認業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)

第九条の十五 海上保安庁長官は、指定確認機

関が次の各号の一に該当するときは、その指

定を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第九条の七第三項第四号に該当するに至

つたとき。

三 第九条の八第一項の規定により認可を受けた確認業務規程によらないで確認業務を実施したとき。

四 第九条の八第二項、第九条の九第四項又は第九条の十三の規定による命令に違反し

たとき。
五 不正の手段により指定を受けたとき。

(公示)

第九条の十六 海上保安庁長官は、指定、第九条の十二の規定による許可又は前条の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(審査請求)

第九条の十七 指定確認機関がした確認業務に係る処分は、その不作為については、海上保安庁長官に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第十七条の二第一項中「第三項まで」の下に「第九条の三第一項」を、「油」の下に「有害液体物質」を、「タンカー」の下に「又は第九条の三第三項に規定する船舶」を加える。

第十七条の三第一項中「第五条の二」の下に「第九条の三第二項若しくは第三項」を加え、同条第四項中「(昭和三十七年法律第六十号)」を削る。

第十七条の十二第一項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第十七条の十五第一項中「第五条第一項乃至第三項」の下に「第九条の三第一項」を、「第五条第四項」の下に「第九条の三第二項」を加え、同条第三項中「第五条第一項から第三項まで」の下に「第九条の三第一項」を加える。

第十七条の十八第一項中「一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下単に「議定書」という。)の締約国たる外国(以下「議定書締約国」という。)」を議定書締約国に改める。

「第四章の一 船舶及び海洋施設における油及び廃棄物の焼却の規制」を「第四章の一 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制」に改める。

第十九条の二の見出し中「油」の下に「有害液体物質記録簿」を加える。

「油」を「油、有害液体物質等又は廃棄物」に改め、同条第一項中「油又は廃棄物」の下に「油等」として次条において「油等」という。」に改め、同条第二項、第三項、第五項及び第七項中「油又は廃棄物」を「油等」に改める。

第十九条の三第一項中「油又は廃棄物」を「油」に改める。

第三十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ運輸省令で定める量以上であるもの

第四十条の見出し中「廃棄物等」を「有害液体物質、廃棄物等」に改め、同条中「廃棄物」を「有害液体物質、廃棄物」に改める。

第四十二条第一項及び第四項中「油」の下に「有害液体物質」を加える。

第四十二条の三十五中「(明治四十年法律第十五号)」を削る。

第四十三条の四の見出し及び同条第一項中「油」の下に「又は有害液体物質」を加える。

第四十二条の五第一項中「第三十八条第一項第三号」を「第三十八条第一項第四号」に改める。

第五十五条第一項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「油」の下に「有害液体物質等」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九条の二第一項(第九条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して有害液体物質又は未査定液体物質を排出した者

二 第四十二条の四十八第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十条中「第十七条」を「第九条の六第二項、第十七条」に改める。

第六十三条第一号中「第二号、第六号、第十号」を「第三号、第七号、第十一号」に、「第十一号又は第七号」に改める。

第五十五条第二項中「又は第六号」を「第三号」に改める。

第五十七条第二号中「第七条第一項」の下に「第九条の四第一項若しくは第二項」を加え、同条第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

二 第四十二条の二第一項中「国に」を「国(指定機関の確認を受けようとする者)に」に改める。

第五十一条の二第一項中「國に」を「國(指定機関の確認を受けようとする者)に」に改める。

第五十二条第一項中「第八条第一項」の下に「第三項」を加え、同条第三号中「第八条第一項」の

指定確認機関に改め、同項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを「一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第九条の二第四項の確認を受けようとする者

3 第一項の規定により指定確認機関に納付された収入は、指定確認機関の収入とする。

一 第九条の二第二項中「納付は」の下に「指定確認機関に納める場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

二 第九条の十四第一項の規定による報告を定める者

3 第九条の十二の規定による許可を受けたとき。

二 第九条の十四第一項の規定による報告を定めた場合を除き、同条に次の二を次のように改める。

一 第九条の二第二項の前に次の二を加える。

二 第九条の十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第五十八条の二 第二項の次に次の二を加える。

二 第九条の二の次に次の二を加える。

三 第五十八条の二の次に次の二を加える。

下に「第九条の五第一項」を「油記録簿」の下に「有害液体物質記録簿」を加える。

第五十八条の二を次のように改める。

一 第九条の二第二項の前に該当する場合

には、その違反行為をした指定確認機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第九条の二の次に次の二を加える。

三 第九条の十二の規定による許可を受けたとき。

（施行期日）

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中「海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律」の規定による

する法律第三章の次に「一章を加える改正規定（第十七条の十二第一項及び第三項並びに第十七条の十五に係る部分に限る。）」同法第五十六条中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号を第七号とし、第一号を第二号とし、同号の次に四号を加える改正規定（同条第四号及び第五号に係る部分に限る。）並びに同法第五十八条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に三号を加える改正規定（同条第八号及び第九号に係る部分に限る。）並びに次条 附則第十三条及び附則第十四条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条（前号に規定する規定を除く。）の規定及び附則第三条から第六条までの規定 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書以下「議定書」という。）により千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「条約」という。）本文及び附屬書Ⅲが日本国について効力を生ずる日

三 第二条の規定 議定書により条約附屬書Ⅲが日本国について効力を生ずる日

四 第三条及び附則第七条の規定 議定書により条約附屬書Ⅳが日本国について効力を生ずる日又は議定書により条約附屬書Ⅴが日本国について効力を生ずる日のいずれか早い日

五 第四条並びに附則第八条及び第九条の規定 議定書により条約附屬書Ⅳが日本国について効力を生ずる日

六 第五条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の十五第一項及び第三項の改正規定並びに附則第十条の規定 議定書が起算して三年（議定書第二条の規定により国際海事機関においてこれより長い期間が決定

された場合にあつては、当該期間を経過する日(次号において「条約附属書IIの実施日」という。)前の政令で定める日
七 第五条(前号に規定する規定を除く。)の規定並びに附則第十一条及び第十二条の規定
条約附属書IIの実施日
(第一条の規定による改正に伴う経過措置)
第二条 運輸大臣又は船級協会(第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する)

する法律(以下この条から附則第五条までにおいて「新法」という。)第十七条の十二第一項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。)は、前条第二号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、国際航海に從事する船舶に設置された海洋汚染防止設備等(新法第七条の二に規定する海洋汚染防止設備等をいう。以下この条において同じ。)について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。

2 運輸大臣は、前条第一号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書に相当する証書を交付することができる。

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後前条第二号に定めるまでの間に運輸省令で定める事由が生じたときを除き、同日以後は、新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、これらの証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 次の各号の一に掲げる者は、実費を勘案して運輸省令で定める額の手数料を取り入印紙をもつて國に納付しなければならない。

一 第一項の運輸大臣の行う検査を受けようとする者

二 第二項の海洋汚染防止証書及び国際海洋汚

5 染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者（船級協会が第一項に規定する検査を行つた国際航海に從事する船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書又は国際海洋汚染防止証書に相当する証書の再交付又は書換えを受けようとする者

偽りその他不正の行為により第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書又は国際海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三条 新法第八条第三項の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に最後の記載をする油記録簿の保存について適用し、同日前に最後の記載をした油記録簿の保存については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に船舶検査証書（船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書をいう。以下同じ。）又は臨時航行許可証（同法第九条第二項の臨時航行許可証をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶であつて、次項及び第四項に規定する船舶以外のものについての新法第十七条の二の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部」を改正する法律（昭和五十八年法律第十七条の七第一項並びに第十七条の十第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつ

二 昭和五十年十二月三十一日以前に運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれた船舶（改造に関する契約がない船舶にあつては、昭和五十一年六月三十日以前に当該改造が開始されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に当該改造が完了したもの

三 前項に規定する船舶についての新法第十七条の二の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する条約附屬書」が効力を生ずる日の翌日から起算して一年を経過する日以後初めてとする。

四 國際航海に從事する船舶以外の船舶で、附則第一条第二号に定める日に現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けているものについては、同日から同日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日（第六項において「最初の検査日」という。）までの間は、新法第五条、第五条の二、第十七条の七第一項及び第十七条の十第一項の規定は、適用しない。

五 前項に規定する船舶についての新法第十七条の二の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日以後初めて」とする。

六 第二項又は第四項に規定する船舶の第一条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（次条において「旧法」という。）第五条に規定するビルジ排出防止装置の設置に

2 前項に規定する船舶についての新法第十七条の二（新法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る部分に限る。）並びに第十七条の十第一項及び第二項（新法第十条の二第一項に規定するふん尿等排出防止設備に係る海洋汚染防止証書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（第四条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正）

第九条 船舶整備公団法の一部を次のように改正する。

（第五条の規定による改正に伴う経過措置）

第十条 連輸大臣又は船級協会は、附則第一条第六号に定める日以後においては、同条第七号に定める日前においても、国際航海に従事する船舶に設置された新法第九条の三第一項に規定する有害液体物質排出防止設備（同条第三項に規定する船にあっては、その貨物船を含む。以下この条及び次条において「有害液体物質排出防止設備等」という。）について、第五条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下この条及び次条において「新法」という。）第十七条の二（又は第十七条の十一（第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができる。）

3 前項の規定により交付した証書は、その交付後附則第一条第七号に定める日までの間に運輸省令で定める事由が生じたときを除き、同日以後は、有害液体物質排出防止設備等に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書及び新法第十七条の九第一項の国際海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、これらの証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 附則第二条第四項の規定は、第一項の運輸大臣の検査を受けようとする者又は第二項の証書の交付、再交付若しくは書換えを受けようとする者について、同条第五項の規定は、偽りその他不正の行為により第二項の証書の交付を受けた者について準用する。

第五条 附則第一条第七号に掲げる規定の施行の際現に船舶検査証書又は臨時航行許可証の交付を受けている船舶であつて、次項に規定する船舶以外のものについての新法第十七条の二（有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第七号に定める日以後初めて」とする。

3 適用しない。

の二(有害液体物質排出防止設備等に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初め」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一号第七号に定める日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査又は中間検査が開始される日以後初めて」とする。

(第五条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第十二条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十一号の三中「第三条第七号」を「第三条第十号」に改め、「生じた廃棄物」の下に「(同法第四十四条に規定する廃有害液体物質等を含む。)」を加え、「第三条第十一号」を「第三条第十四号」に改める。

2 船舶整備公団法の一部を次のように改正する。

第二条第十三項中「貨物船、原油洗浄設備」の下に「第九条の三第一項に規定する有害液体物質排出防止設備」を加える。

3 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第三条第十一号」を「第三条第十四号」に改める。

4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第十七号の三中「本邦周辺海域及びその排出又は焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物」を「有害液体物質に係る排出のための事前処理の方法に関する基準の設定、本邦周辺海域の設定並びにその排出につき事前の確認を受けることを要する廃棄物の範囲及びその焼却につき事前の確認を受けることを要する油、有害液体物質等又は廃棄物」に改める。

の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「海洋において」を「有害液体物質の範囲の設定（排出のための事前処理につき確認を受けることを要する有害液体物質の範囲の設定を除く。）、有害でない物質の範囲の設定、有害液体物質に係る排出のための事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関する基準の設定、未査定液体物質の査定、海洋において」に、「本邦周辺海域及びその焼却が禁止され又はその排出若しくは焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物²」を「本邦周辺海域の設定、その排出につき事前の確認を受けることを要する廃棄物及びその焼却が禁止され又はその焼却につき事前の確認を受けることを要する油、有害液体物質等又は廃棄物²」に改め、「焼却する油」の下に「、有害液体物質等」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十一条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

理由

の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「海洋において」を「有害液体物質の範囲の設定（排出のための事前処理につき確認を受けることを要する有害液体物質の範囲の設定を除く。）、有害でない物質の範囲の設定、有害液体物質に係る排出のための事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関する基準の設定、未査定液体物質の査定、海洋において」に、「本邦周辺海域及びその焼却が禁止され又はその排出若しくは焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物」を「本邦周辺海域の設定、その排出につき事前の確認を受けることを要する廃棄物及びその焼却が禁止され又はその焼却につき事前の確認を受けることを要する油、有害液体物質等又は廃棄物」に改め、「焼却する油」の下に「有害液体物質等」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十一条及び第十二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

理由 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の実施に伴い、船舶等からの油、有害液体物質等及び廃棄物の海洋への排出に関する規制を強化するとともに、船舶の海洋汚染防止設備について検査を行うこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

る報告書

議案の要旨及び目的

年の議定書」(以下「議定書」という。)に加入するため、船舶等からの油、有害液体物質等及び廃棄物の海洋への排出に関する規制を強化するとともに、船舶の海洋汚染防止設備の検査に関する規定を整備する等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(+) 新たに軽油、灯油、揮発油等の軽質油の排出についても重質油と同様の規制を行う

(二) とどめに油の抽出に関する規制を強化することとする。

排出防止設備、分離バラストタンク又は貨物船原油洗浄設備の設置を義務付けること

もに、貨物艤及び分離バラストタンクの配置等の基準を定めることとする。

(一) 船舶からの有害液体物質等の排出の規制
　　有害液体物質（船舶によりばら積みの液体貨物として輸送される油以外の物質）であ

つて海洋環境の保全の見地から有害と認められるものの排出を規制することとする。

(二) 有害液体物質を輸送する船舶に、有害液体物質排出防止設備の設置、有害液体物質

記録簿の備付け等を義務付ける」ととす
る。

3 有
害な物質の輸送方法についての規制
する。

船舶によりばら積み以外の方法で有害な物質を輸送する場合の容器、表示、積載方法等

4
の輸送方法について規制することとする。
船舶からの廃棄物の排出の規制

となる国内法制の整備を図るための措置として
適切なものと認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

この法律で「小規模木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、小規模木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行ふ者をいう。

第五条第一項中「又は二級建築士の」を「二級建築士又は小規模木造建築士の」に、「又は二級建築士名簿」を「二級建築士名簿又は小規模木造建築士名簿」に改め、同条第二項中「二級建築士の」を「二級建築士若しくは小規模木造建築士の」に改め、「二級建築士免許証」の下に「若しくは小規模木造建築士免許証」を加え、同条第

第二条第一項中「及び二級建築士」を「、二級建築士及び小規模木造建築士」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「建築物」を「建築物」に、「現寸図の類」を「現寸図その他これに類するもの」に、「その者」を「その者」に、「設計図書」を「設計図書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「小規模木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、小規模木造建築士の

事」を「それぞれ都道府県知事」に改め、「二級建築士試験」の下に「又は小規模木造建築士試験」を加え、同条第三項中「建設大臣又は都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士」を「一級建築士にならうとする者」にあつては建設大臣が、二級建築士又は小規模木造建築士にならうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは小規模木造建築士に、「二級建築士の」を「二級建築士若しくは小規模木造建築士の」に改める。

の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第七章罰則(第三十五条—第三十八条)」を「第八章罰則(第三十四条の二・第三十四条の三)」に改める。

条第三項中「同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るもの)を除く。」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。

第四条第二項中「二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「都道府県知事」を「都道府県建設部長」に、「二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改める。

建築士法の一部改正

をしてはならない。

昭和五十八年三月一日
内閣総理大臣 中曾根康弘

以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は小規模木

右
衆議院議長　福田　一殿　運輸委員長　原田　憲
建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案
提出する。

メートル)を超えるに改め、同条第三項中「延べ面積」の下に「(木造の建築物に係るものと除く。)」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(一級建築士、二級建築士又は小規模木造建
築士でなければならない設計又は工事監理)
第三条の三(前条第一項第二号に掲げる建築物)

三項中「登録免許証」の下に「國に」を、「二級建築士」の下に又は小規模木造建築士を加え、「それぞれ國庫又は都道府県に納入」を「都道府県に」、それぞれ納付に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加え、同条第三項中「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加える。

第六条中「二級建築士名簿」の下に「及び小規模木造建築士名簿」を加える。

第七条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第三項中「よつて、免許取消の処分を受けてから」と「より免許を取り消され、その取消しの日から起算して」と改める。

第八条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第一号中「禁」と「禁錮」に改め、同条に次の一号を加える。

第九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

同条中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「基いて」を「基づいて」に、「それぞれ建設大臣又は免許を与えた」を「免許を与えた建設大臣又は」に、「取消されなければ」に、「免許取消」を「免許の取消し」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士が次の各号の一に該当する場合においては、免許を与えた建設大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことが

できる。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは府原に、それぞれ納付に改める。

三 業務に關して不誠実な行為をしたとき。

四 第十条第二項中「取消」を「取消し」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改める。

二級建築士の業務に違反したとき。

第十条第二項中「取消」を「取消し」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改める。

二級建築士の業務に違反したとき。

第十一条中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「それぞれ建設省令又は」を「一級建築士に係るものにあつては建設省令又は」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 小規模木造建築士試験は、小規模の木造の建築物に関する設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。

第十三条中「又は二級建築士試験」を「二級建築士試験又は小規模木造建築士試験」に、「少くとも」を「少なくとも」に、「それぞれ建設大臣又は」を「一級建築士試験」に改め、同条に次の一項を加える。

第十五条の三 建設大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

4 建設大臣は、中央指定試験機関に一級建築士試験事務を行わせるときは、当該一級建築士試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第十五条の四 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称若しくは住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の公示等)

第十五条の四 建設大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 建設大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十五条の五第二項の規定により命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十五条の四 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称若しくは住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所の所在地を変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関の役員がこの法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができない。

(試験委員)

第十五条の六 中央指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を試験委員に行わせなければならない。

2 前項の試験委員は、建築士のうちから選任

しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、選任することができる。ただし、その数は、試験委員の半数を超えてはならない。

3 中央指定試験機関は、第一項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。
(秘密保持義務等)

第五条の七 中央指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む)又はこれらとの職にあつた者は、一級建築士試験事務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののか、前条第一項の試験委員は、試験の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

3 一級建築士試験事務に従事する中央指定試験機関の役員及び職員(前条第一項の試験委員を含む)は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(試験事務規程)

第五条の八 中央指定試験機関は、建設省令で定める一級建築士試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、前項の認可をした試験事務規程が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることである。
3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の規定により認可又は命令を

する場合に準用する。

(事業計画等)

第十五条の九 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出しなければならない。

3 第十五条の十 中央指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、一級建築士試験事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十五条の十一 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。
(報告及び立入検査)

2 建設大臣は、中央指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができない。

3 建設大臣は、前項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてはいる一級建築士試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

2 第十五条の四第二項、第十五条の六第一項から第三項まで、第十五条の九、第十五条の十又は前条第一項の規定に違反したところ。

1 第十五条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

2 第十五条の四第二項、第十五条の六第一項から第三項まで、第十五条の九、第十五条の十又は前条第一項の規定に違反したところ。

1 第十五条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

2 第十五条の五第二項(第十五条の六第四項において準用する場合を含む)、第十五条の八第二項又は第十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

4 第十五条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで一級建築士試験事務を行つたとき。

5 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第十五条の二第三項の規定は、建設大臣が前項の規定による処分をする場合に準用す

(一級建築士試験事務の休廃止)

第十五条の十三 中央指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、一級建築士試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十五条の十四 建設大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、中央指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央指定試験機関が天災その他の事由により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を実施することとが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十五条の二第四項の規定にかかるわらず、一級建築士試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてはいる一級建築士試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(中央指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第十五条の十六 中央指定試験機関が行う一級建築士試験事務に係る処分又はその不作為について、建設大臣に対し、行政不服審査法

に基づいては、建設大臣が行う一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

2 建設大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第十五条の十七 都道府県知事は、その指定する者(以下「都道府県指定試験機関」という)に、二級建築士試験及び小規模木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試

ばならない。

(建設大臣による試験の実施)

第十五条の十五 建設大臣は、中央指定試験機関に対し一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央指定試験機関が第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により中央指定試験機関が第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号(第三号を除く)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

(都道府県指定試験機関)

第十五条の十七 都道府県知事は、その指定する者(以下「都道府県指定試験機関」という)に、二級建築士試験及び小規模木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試

「験事務」という。)を行わせることができる。
 2 都道府県指定試験機関の指定は、都道府県
 ことに「一を限り、二級建築士等試験事務を行
 おうとする者の申請により行う。
 3 都道府県知事は、都道府県指定試験機関の
 指定をしようとするときは、あらかじめ、都
 道府県建築士審査会の意見を聞き、その意見
 を尊重しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県指定試験機関に
 二級建築士等試験事務を行わせるときは、当
 該二級建築士等試験事務を行わないものとす
 る。

5 第十五条の三から前条までの規定は、都道
 府県指定試験機関について準用する。この場
 合において、これらの規定中「建設大臣」とあ
 るのは「都道府県知事」と、「一級建築士試験
 事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、
 第十五条の三中「前条第一項」とあるのは「第
 十五条の十七第二項」と、第十五条の五第二
 項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十
 五条の八第三項及び第十五条の十四第三項中
 「第十五条の二第三項」とあるのは「第十五条
 の十七第三項」と、第十五条の十五第一項中
 「第十五条の二第四項」とあるのは「第十五条
 の十七第四項」と読み替えるものとする。
 第十六条を次のように改める。
 (受験手数料)

第十六条 一級建築士試験を受けようとする者
 は国(中央指定試験機関が行う試験を受けよ
 うとする者にあつては、中央指定試験機関)
 に、二級建築士試験又は小規模木造建築士試
 験を受けようとする者は都道府県(都道府県
 指定試験機関が行う試験を受けようとする者
 にあつては、都道府県指定試験機関)に、政
 令の定めるところにより、受験手数料を納付
 しなければならない。

2 前項の規定により中央指定試験機関又は都
 道府県指定試験機関に納められた手数料は、

「験事務」という。)を行わせることができる。

それぞれ中央指定試験機関又は都道府県指定
 試験機関の収入とする。

第十七条第一項中「ものの外」を「もののほか」
 に、「及び一級建築士試験」を「並びに二級建築
 士試験及び小規模木造建築士試験」に改め、同
 条第二項中「ものの外」を「もののほか」に改め、同
 条第二項中「二級建築士試験」の下に「及び小規模木造建築
 士試験」を加える。

第十八条第三項中「工事監督」を「工事監理」に
 改め、「もし」を削る。

第二十条第一項中「又は二級建築士」を「二
 級建築士又は小規模木造建築士」に、「なつ印」
 を「なつ印」に改め、同条第二項中「直ちに」の下
 に「建設省令で定めるところにより」を加え、
 同条に次の二項を加える。

3 建築士は、大規模建築物その他の建築物の
 建築設備(建築基準法第二条第三号に規定す
 るものをいう。以下同じ。)に係る設計又は工
 事監理を行う場合において、建築設備に関する
 知識及び技能につき建設大臣が定める資格
 を有する者の意見を聴いたときは、第一項の
 規定による設計図書又は前項の規定による報
 告書において、その旨を明らかにしなければ
 ならない。

第二十一条中「行う外」を「行うほか」に、「基
 く」を「基づく」に改め、「業務」の下に「(小規模
 木造建築士にあつては、木造の建築物に関する
 業務に限る。)」を加える。

第二十二条 建築士は、設計及び工事監理に必
 要な知識及び技能の維持向上に努めなければ
 ならない。

2 建設大臣及び都道府県知事は、設計及び工
 事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図

るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提
 供その他の措置を講ずるものとする。

第二十二条の二第一項中「(明治二十九年法律
 第八十九号)」を削る。

第二十三条第一項前段中「他人の求」を「一級
 建築士、二級建築士又は小規模木造建築士は、
 他人の求め」に、「基く」を「基づく」に、「以下」
 を「小規模木造建築士にあつては、木造の建
 築物に関する業務に限る。以下に、「一級建築
 士又は二級建築士は、」を「ときには、それそれ」
 に、「又は二級建築士事務所」を「二級建築士
 事務所又は小規模木造建築士事務所」に改め、
 同項後段中「又は二級建築士」を「二級建築士
 又は小規模木造建築士」に、「求」を「求め」に改
 め、同条第二項中「三年間」を「五年間」に改める。

2 前項第二号に該当する者を除き、第二十
 六条第一項又は第二項の規定により建築士
 事務所について登録を取り消され、その取
 消しの日から起算して五年を経過しない者
 (法人である場合においては、取消しの日
 において役員であつた者でその取消しの日
 から起算して五年を経過しないものを含
 む。)

第二十四条中「は、専任の一級建築士が管理
 し、二級建築士事務所は、専任の二級建築士」
 を「二級建築士事務所又は小規模木造建築士
 事務所は、それぞれ専任の一級建築士、二級建
 築士又は小規模木造建築士」に改め、同条に次
 の二項を加える。

2 前項の規定により建築士事務所を管理する
 建築士は、その建築士事務所の業務に係る技
 術的事項を総括し、その者と建築士事務所の
 開設者が異なる場合においては、建築士事務
 所の開設者に対し、技術的観点からその業務
 が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を
 述べるものとする。

第二十四条の二を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、建築士事務所の
 開設者は、建設省令で定める業務に関する圖
 帳簿を備え、これを保存しなければならな
 い。

第二十四条の二第一項中「左の」を「次の」に改
 め、同項第一号中「取消の日から」を「取消しの
 日から起算して」に、「取消の日において役員であ
 つた者」を「取消しの日において役員であつた
 者でその取消しの日から起算して二年を経過し
 ないもの」に改め、同項第五号中「第二十四条」
 を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「役員」
 を「左の」に改め、同項第一号中「役員」

「あつた者」を「役員であつた者でその期間が満了
 しないもの」に改め、同項第四号中「又は第二
 号」を「第二号又は第三号」に改め、同号を同
 項第五号とし、同項第三号中「第一号」の下に
 「第二号」を加え、同号を同項第四号とし、同
 項第二号の次に次の二号を加える。

3 前項第二号に該当する者を除き、第二十
 六条第一項又は第二項の規定により建築士
 事務所について登録を取り消され、その取
 消しの日から起算して五年を経過しない者
 (法人である場合においては、取消しの日
 において役員であつた者でその取消しの日
 から起算して五年を経過しないものを含
 む。)

第二十六条の見出しを「監督処分」に改め、

同条第二項中「左の」を「次の」に改め、「おいては」の下に「当該建築士事務所の開設者に対する戒告を与える」を加え、同項第一号中「第三号」の下に「第四号」を加え、「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「戒告以外の」を削り、同項第六号及び第七号中「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を、「第三条」の下に「又は第三条の二」を加え、同項第八号中「又は第三条の二」を「から第三条の三まで」に改め、同項第九号中「基づく」を「基づく」に改め、同項第十号中「ものの外」を「もののはか」に改め、「著しく」を削り、同条第三項中「又は前項の規定による処分をする」を「若しくは前項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる」に、「又は二級建築士」を、「二級建築士又は小規模木造建築士」に改める。

第二十八条中「又は二級建築士試験に関する事務」を「二級建築士試験又は小規模木造建築士試験に関する事務（中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が行う事務を除く。）」に改める。

第二十九条第二項を次のように改める。
2 中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務を行う場合を除き、試験の問題の作成及び採点を行わせるため、一級建築士試験においては中央建築士審査会に、二級建築士試験又は小規模木造建築士試験にあつては都道府県建築士審査会に、それぞれ試験委員を置く。

第二十九条第三項中「及び」の下に「前項の」を加え、同項ただし書中「これ」を「超え」に改める。

第三十三条中「試験委員その他一級建築士試験又は二級建築士試験の事務をつかさどる者」を「又は第二十九条第二項の試験委員」とし、同号の次に次の一号を加え、同条第四号を「当つて」を「當たつて」に改める。

同条第二項中「左の」を「次の」に改め、「これ」を「を」を削り、「五万円」を「三十万円」に改め、同

条第一号中「又は二級建築士」を「二級建築士を」を削り、「三十万円」を「三十万円」に改め、同

第三十四条の二の規定に違反した者

第七章 雜則
(名称の使用禁止)

第三十四条の二 建築士でない者は、建築士又は小規模木造建築士に、「その業務」を「それ

その業務」に改め、同条第二号中「基づいて」

を「基づいて」に、「又は二級建築士」を「二級

建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第

三号中「又は第三条の二」を「から第三条の三ま

で」に改め、同条第四号の二中「基づいて」を「基づ

いて」に改め、同条第五号中「第二十四条」を「第

二十四条第一項」に改め、同条に次の一号を加

える。

七 第三十三条の規定に違反して、事前に試

験問題を漏らした者

第三十五条の二 第十五条の七第一項（第十五

条の十七第五項において準用する場合を含

む）の規定に違反した者は第十五条の七第

二項（第十五条の十七第五項において準用す

る場合を含む。以下同じ。）の規定に違反して

事前に試験問題を漏らした者は、一年以下の

懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三 第十五条の十四第二項（第十五

条の十七第五項において準用する場合を含

む）の規定による一級建築士試験事務又は二

級建築士等試験事務の停止の命令に違反した

ときは、その違反行為をした中央指定試験機

関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員

は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金

に処する。

第三十五条の四 第十五条の七第二項又は第三

十三条の規定に違反して不正の採点をした者

は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条中「左の」を「次の」に、「これを三

万円」を「二十万円」に改め、同条第一号を削り、

同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中

「立入」を「立入り」に改め、同号を同条第二号と

し、同号の次に次の一号を加え、同条第四号を

を加える。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章

を加える。

二 第二十四条の二第一項の規定に違反して

帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存し

なかつた者

（建築物の建築に関する確認の特例）

第六条の二 次に掲げる建築物の建築（第一号

に掲げる建築物にあつては、新築に限る。第

七条の二、第十八条第三項及び第六項並びに

第九十三条第二項において同じ。）に対する前

条の規定の適用については、同条第一項中

「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規

定」とあるのは「法律並びにこれに基づく命令

及び条例の規定（第二章の規定並びにこれに

基づく命令及び条例の規定のうち政令で定める規定を除く。」と、同条第三項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(第一項の政令で定める規定を除く。)」とする。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のうち、建築材料及び構造方法が一体として規格化された型式(建設省令で定める基準に該当するものとして建設大臣が指定したものに限る。)の住宅

二 前条第一項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

2 前項の規定により読み替えて適用される前条第一項に規定する政令においては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

第七条第一項中「前条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「前条第一項」を「第六条第一項」に、「基づく」を「基づく」に改める。

第七条の二第一項中「消防栓^瓦」を「消防栓」に、

「前条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第三項中「基づく」を「基づく」に改め、「規定」の下に「(第六条の二第一項各号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合においては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。)」を加える。

(建築物に関する検査の特例)

第七条の二 第六条の二第一項各号に掲げる建築物の建築工事で、建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおりに実施されたことが確認されたものに対する前条の規定の適用については、

同条第二項及び第三項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定

の規定を除く。」と、同条第三項中「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」とあるのは「法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定を除く。」とする。

一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のうち、建築材料及び構造方法が一体として規格化された型式(建設省令で定める基準に該当するものとして建設大臣が指定したものに限る。)の住宅

二 前条第一項第四号に掲げる建築物で建築

(前条第一項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。)とする。

第八条に次の二項を加える。

2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者は建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、建設大臣は、当該準則又は計画の作成に關し必要な指針を定めることができる。

第十二条第一項中「掲げる建築物」の下に「その他政令で定める建築物」を加え、「管理者」以下第二項において同様とする「を」を「管理者」。次項において同じ、「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改め、同条第二項中「掲げる建築物その他前項の建築物のその他」を「掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物の昇降機以外に」「建築士」を「一級建築士若しくは二級建築士」に改める。

第十八条第一項中「第七条の二」を「第七条の三」に改め、同条第三項中「基づく」を「基づく」に改め、「規定」の下に「(第六条の二第一項各号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合においては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。)」を加える。

二 第二項名号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合においては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める規定を除く。」を加え、「規定」の下に「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第三項の規定により建築主事が同法第六条の二第一項各号に掲げる建築物にあっては、新築に限る。」について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項の政令で定める規定を除く。」を加え、「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)」を「同法」に改める。

3 この法律の施行の際現に小規模木造建築士又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後の建築士法第三十四条の二第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(懲戒及び監督処分に関する経過措置)

4 この法律の施行の際現に改正前の建築士法第四条の免許を受けている者に対する免許の取消しそ他の懲戒処分又は同法第二十三条第一項の登録を受けている者に対する登録の取消しこの法律の施行の際に改正前の建築士法の他の監督処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお從前の例による。

る。

第九十三条第一項に次のたゞ書を加える。
ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合には、この限りでない。

第七条第一項に次のたゞ書を加える。

4 (罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

5 (消防法の一部改正)
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のよう改正する。

第七条第一項に次のたゞ書を加える。

6 (土地家屋調査士法の一部改正)
土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のよう改正する。

7 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のよう改正する。

8 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

第十条第一項の表中央建築審査会の項中「一級建築士試験」を「建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十八条に規定する一級建築士試験」に、「建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)」を「同法」に改める。

理由

小規模木造建築士資格の創設その他の建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図るため建築士試験に係る指定試験機関制度の創設並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、建築物の設計及び工事監理の適正化を図るため、小規模木造建築士の資格の創設その他建築士制度の改善整備を行うとともに、建築行政に関する事務の簡素合理化を図るため建築士試験に係る指定試験機関制度の創設並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築行政に関する事務の簡素合理化を図るため、建築士試験に係る指定試験機関制度の創設並びに特定建築物の確認及び検査に係る対象法令の範囲の限定を行うこと等とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 建築士法の一部改正

(一) 小規模木造建築士資格の新設

一定の木造の建築物に係る設計又は工事監理を行うことができる者として、都道府県知事の免許に係る小規模木造建築士資格を設けるものとする。

(二) 建築士試験の実施体制の合理化

建設大臣又は都道府県知事は、その指定する者(指定試験機関)に、「一級建築士試験」又は「二級建築士試験及び小規模木造建築士試験」の実施を行わせることとし、試験の実施に関する事務を行わせることとが

できるものとする。

(三) 建築士の適正な業務執行の確保

建築士の適正な業務執行の確保を図るために、懲戒事由を拡充するとともに、建築士は、大規模の建築物等の建築設備に係る設計等を行う場合において、建設大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、設計図書等において、その旨を明らかにするものとする。

(四) 建築士事務所に係る制度の改善整備

建築士事務所の登録の有効期間を三年間から五年間に延長するとともに、建築士事務所を管理する建築士の権限の明確化等建築士事務所に係る制度を改善整備するものとする。

2 建築基準法の一部改正

(一) 建築確認制度及び建築検査制度の合理化

建築確認及び建築検査に当たり、建築材料及び構造方法が一体として規格化された型式の住宅(いわゆるプレハブ住宅)及び建築士の設計に係る小規模の建築物については、建築基準法令中一定の規定(いわゆる単体規定の一部)を建築確認及び建築検査の対象法令から除外するものとする。

(二) 建築物の適正な維持保全の確保

定期報告制度の対象建築物の所有者等は、その建築物の維持保全に関する計画の作成等の措置を講ずるとともに、定期報告制度の対象建築物の範囲を拡大するものとする。

(三) 建築確認に関する消防長等の同意制度の合理化

(共同住宅等を除く)に係る建築確認に關する者(指定試験機関)に、「一級建築士」又は「二級建築士」の免許を受け、「設計図書」を用いて、木造の建築物に關し、設計、施工監理等の業務を行ふ者をいう。

3 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、その要旨及び目的にかんがみ、妥当なものと認めるが、その業務の実態等に照らし、小規模木造建築士の名称を木造建築士に改める等所要の修正を加えるとの必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議付することに決した。

右報告する。

昭和五十八年四月二十七日

衆議院議長 福田 一殿

[別紙]

(小字及び
は修正)

(建築士法の一部改正)

第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に、「第七章 罰則(第三十五条—第三十八条)」を「第八章 罰則(第三十四条の二)・第三十四条の三)」に改める。

第二条第一項中「及び二級建築士」を「二級建築士及び小規模木造建築士」に改め、同条第七項と同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「建築物」を「建築物」に、「現寸図の類」を「現寸図その他これに類するもの」に、「その者」を「その者」に、「設計図書」を「設計図書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律で「小規模木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、「小規模木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に關し、設計、

第三条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「百平方メートルをこえ」を「百平方メートル(木造の建築物にあつては、二百平方メートル)を超えて」に改め、同条第三項中「延べ面積」の下に「(木造の建築物に係るもの)を除く。」を加え、第一章中同条の次に次の二条を加える。

(一) 二級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければできない設計又は工事監理)以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合においては、一級建築士、二級建築士又は小規模木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 第三条第二項及び前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るもの)を除く。」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。

第四条第二項中「二級建築士に」を「二級建築士又は小規模木造建築士に」に、「都道府県知事」を「それぞれ都道府県知事」に改め、「二級建築士試験」を加え、同条第三項中「建設大臣又は都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士」を「一級建築士にならうとする者にあつては建設大臣が、二級建築士又は小規模木造建築士にならうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは小規模木造建築士」に、「二級建築士の」を「二級建築士若しくは小規模木造建築士の」に改める。

第五条第一項中「又は二級建築士の」を「二級建築士又は小規模木造建築士の」に改め、「二級建築士名簿」を「二級建築士名簿又は小規模木造建築士名簿」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

木造建築士名簿」に改め、同条第二項中「二級建築士の」を「二級建築士若しくは小規模木造建築士の」に改め、「二級建築士免許証」の下に若しくは「小規模木造建築士免許証」を加え、同条第三項中「登録免許税を」の下に「国に」を、「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加え、「それぞれ國庫又は都道府県に納入」を「都道府県に、それぞれ納付」に改める。

第五条の二第一項及び第二項中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加え、同条第三項中「二級建築士」の下に「又は小規模木造建築士」を加える。

第六条中「二級建築士名簿」の下に「及び小規模木造建築士名簿」を加える。

第七条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第三項中「よつて、免許取消の処分を受けてから」を「より免許を取り消され、その取消しの日から起算して」に改める。

第八条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、同条第一号中「禁」と「禁錮」に改め、同条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しないたる者を除き、第十条三前条第三号に該当する者を除き、第十一条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しないたる者を加える。

第九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「基いて」を「基づいて」に、「それぞれ建設大臣又は免許を与えた」を「免許を与えた建設大臣又は」に、「取消さなければ」を「取り消さなければ」に、「免許取消」を「免許の取消し」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

一級建築士、二級建築士又は小規模木造建

築士が次の各号の一に該当する場合においては、免許を与えた建設大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
四 第十条第一項中「取消」を「取消し」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「但し」を「ただし」に改める。

五 第十一条中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「それぞれ建設省令又は」を「一級建築士に係るものにあつては建設省令又は」に、「左の」を「次の」に改める。

六 第十二条に次の一項を加える。

第七条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「二級建築士又は小規模木造建築士」の下に「及び小規模木造建築士名簿」を加える。

第六条中「二級建築士名簿」の下に「及び小規

築士試験事務」という。を行わせることができる。

2 中央指定試験機関の指定は、一を限り、一

級建築士試験事務を行おうとする者の申請に

より指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるこ

と。

3 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央建築士審査会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

4 建設大臣は、中央指定試験機関に一級建築士試験事務を行わせるときは、当該一級建築士試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第五条の三 建設大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士試験事務以外の業務を行つて

いる場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公平になるおそれがないこと。

四 第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

五 第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定試験機関に對し、その

ことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるこ

と。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

と。

(指定の公示等)

第十五条の四 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 建設大臣は、中央指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む)若しくは第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定試験機関に對し、その

役員を解任すべきことを命ずることができ

築士が次の各号の一に該当する場合においては、戒告を与え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

四 第十条第一項の規定による命令により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 第十一条中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「但し」を「ただし」に改める。

六 第十二条に次の一項を加える。

第七条中「左の」を「次の」に、「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に改め、「二級建築士又は小規模木造建築士」の下に「及び小規模木造建築士名簿」を加える。

第八条中「二級建築士名簿」の下に「及び小規

築士試験事務」という。を行わせることができる。

2 中央指定試験機関の指定は、一を限り、一級建築士試験事務を行おうとする者の申請に

より指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるこ

と。

3 建設大臣は、中央指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央建築士審査会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

4 建設大臣は、中央指定試験機関に一級建築士試験事務を行わせるときは、当該一級建築士試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第五条の三 建設大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士試験事務以外の業務を行つて

いる場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公平になるおそれがないこと。

四 第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

五 第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定試験機関に對し、その

役員を解任すべきことを命ずることができ

ること。

2 建設大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける

(都道府県指定試験機関)

第十五条の十七 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定試験機関」という。）

に、二級建築士試験及び小規模木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行わせることがである。

験を受けようとする者は都道府県（都道府県指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、都道府県指定試験機関）に、政令の定めるところにより、受験手数料を納付しなければならない。

く」を「基づく」に改め、「業務」の下に「小規模木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。」と加える。
第一十二条を次のように改める。
(知識及び技能の維持向上)

かに、「並びに」を「及び」に、「及び登録番号」を「、登録番号その他建設省令で定める事項」に、「又は二級建築士事務所登録簿」を「、二級建築士事務所登録簿又は小規模木造建築士事務所登録簿」に改める。

2 駿事務」という。)を行わせることができる。
都道府県指定試験機関の指定は、都道府
県に一を限り、一級建築士等試験事務を

前項の規定により中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関に納められた手数料は、それぞれ中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の収入とする。

第二十二条 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

3 都道府県知事は、都道府県指定試験機関を指定をしようとするときは、あらかじめ、道府県建築士審査会の意見を聴き、その意を尊重しなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県指定試験機関を二級建築士等試験事務を行わせるときは、該二級建築士等試験事務を行わないものとる。

第十七条第一項中「ものの外」を「もののはか」に、「及び二級建築士試験」を「並びに二級建築士試験及び小規模木造建築士試験」に改め、同条第二項中「ものの外」を「もののはか」に改め、「二級建築士試験」の下に「及び小規模木造建築士試験」を加える。
第十八条第三項中「工事監督」を「工事監理」に

事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

第二十二条の二第一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

者でその取消しの日から起算して二年を経過しないもの」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「役員であつた者」を「役員であつた者でその期間が満たないもの」に改め、同項第四号中「又は第二号」を「第二号又は第三号」に改め、「同号を同項第五号とし、同項第三号中「第一号」の下に「、第二号」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第二号に該当する者を除き、第二十

第十五条の三から前条までの規定は、都府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「建設大臣」とるのは「都道府県知事」と、「一級建築士試事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」、第十五条の三中「前条第二項」とあるのは「十五条の十七第二項」と、第十五条の第五項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第五条の第三項及第十五条の十四第三項

改め、「もし」を削る。
第十九条中「又は一級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条第一項中「又は二級建築士」を「二級建築士又は小規模木造建築士」に、「なつ印」を「なつ印」に改め、同条第二項中「直ちに」の下に「建設省令で定めるところにより」を加え、同条二款の二項と同様とする。

他の人の求めに、「基へ」を「基づく」に、「以下」を「小規模木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下」に、「二級建築士は、又は二級建築士は、それを」ときは、「又は二級建築士事務所」を「二級建築士事務所又は二級建築士事務所」に改め、同項後段中「又は二級建築士」を「二級建築士又は二級建築木造建築士」に、「求」を「求め」に改め、同条第二項中「三年間」を「五年間」に改める。第二十三条の一第一項中「左に」を「次に」に改

同項第五号とし、同項第三号中「第一号」の下に「、第二号」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第二号に該当する者を除き、第六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（法人である場合においては、取消しの日において役員であった者でその取消しの日から起算して五年を経過しないものを含

「第十五條の二第四項」とあるのは「第十五條第三項」と「第十五條の十五第一項」の十七第四項と読み替えるものとする。
第十六条を次のように改める。
(受取手数料)

の建築設備（建築基準法第三条第三号に規定するもののを）いう。以下同じ。）に係る設計又は工事監理を行ふ場合において、建築設備に関する知識及び技能につき建設大臣が定める資格と有する者（記入欄）に於て、（ことしより、第一回一百三十回迄）

第十六条 一級建築士試験を受けようとする者は國(中央指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、中央指定試験機関)に、二級建築士試験又は小規模木造建築士

木を有する者の意見を取らるるに依り、第一項の規定による設計図書又は前項の規定による報告書において、その旨を明らかにしなければならない。

第二十一条中「行う外」を「行うほか」に、「基

改め、同項第五号中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条第二項中「納入」を「納付」に改める。

2 前項の規定により建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技築士又は小規模木造建築士」に改め、同条に次の一項を加える。

を加える。

第七章 雜則

(名称の使用禁止)

第三十四条の二 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

3 小規模木造建築士は、一級建築士若しくは二級建築士又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

(経過措置)

第三十四条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めること。

(附則)

〔小規模木造建築士の名称使用に関する経過措置〕

2 この法律の施行の際現に小規模木造建築士又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後の建築士法第三十四条の二第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

7 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第三号中「建築士事務所」の下に

「(小規模木造建築士事務所を除く。)」を加える。

(別紙)

建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の施行が供給される住宅の質及び価格に悪影響を及ぼすことのないよう、消費者保護の立場に立つて十分に配慮するとともに、住宅の性能保証の拡充について検討すること。

二 建築物の防火・避難施設等の整備を推進するとともに、定期報告制度の的確な運用とその対象建築物の維持保全に関する計画の策定を徹底すること。

三 建築基準法に定める集団規定の順守の徹底に努めるとともに、住宅の建築確認の簡素化に当たつては、住宅の安全性が低下することのないよう配慮すること。

四 木造建築士の試験の実施に当たつては、公正の施工・工務店等の実態を考慮し、木造建築技術が適切に評価されるよう配慮すること。

五 試験の委託機関の指定に当たつては、公正の確保について配慮すること。

六 一定規模以下の木造建築物の施工管理に関しては、今後、新たな資格制度を設けないよう努めること。

七 地方公共団体に対し、本法の施行について、十分な指導を行うとともに、地方公共団体の建築行政の充実のため必要な執行体制の整備拡充に努めること。

八 違反建築物の発生を未然に防ぐため、宅地建物取引業者等関係者に對し指導強化を図ることもに、建築物をめぐる各種トラブルの発生については、その紛争処理の方途の充実を図ること。

九 地方税減収補てん債償還費

〔八 地方税減収補てん債償還費〕

〔九 地方税減収補てん債償還費〕

（地方交付税法等の一部を改正する法律）

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

〔八 地方税減収補てん債償還費〕

〔九 地方税減収補てん債償還費〕

（地方交付税法等の一部を改正する法律）

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

〔八 地方税減収補てん債償還費〕

〔九 地方税減収補てん債償還費〕

昭和五十八年四月二十八日 衆議院会議録第十九号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇六

第三十二条中「千円」を「百万円」に改め、同表第三十五号中「起した」を「起こした」に改め、「(以下「特殊土じよう対策事業債」という。)」「(以下「特殊土じよう対策事業債」という。)」及び「(以下「鉛害復旧事業債」という。)」を削り、同表第三十七号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改め、同表に次の一号を加える。

三十九 地域財政

行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時特例措置

千円

に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)第十四条又は第十五条の規定による國の特例負担額若しくは特例補助額の減額又は地方債の利子補給額の減額その他の行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としてされた土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)の規定等に基づく特定地域に係る國の負担額又は補助額の減額に伴いこれらの減額において特別に発行を許可された地方債の額百六十億二千八百万円とする。)を加え、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改め、同条を附則第三条とする。

附則第八条第一項第三号を削り、同項第四号中「相当する額」の下に「(昭和五十九年度にあつては、十一兆五千二百八十八億七千八百万円とする。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号中「相当する額」の下に「(昭和五十九年度にあつては、昭和五十七年度における借入金の額九兆六千二百六十億二千八百万円とする。)」を加え、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改め、同条を附則第三条とする。

2 前項第三号及び第四号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ當該各年度及び當該各年度の前年度の予算で定める額とする。

「八 地方税減収補てん債償還費」地方税の減収補てんのため昭和五十年度から昭和五十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

当該各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

種別補正

を

「九 財源対策債償還費」地方税の減収補てんのため昭和五十年度から昭和五十六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

種別補正

を

「十 地域財政特例債償還費」当該各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

種別補正

を

「九 財源対策債償還費」当該各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

種別補正

を

「十 地域財政特例債償還費」当該各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

種別補正

を

「九 財源対策債償還費」当該各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

種別補正

を

「十 地域財政特例債償還費」当該各年度において特別に発行を許可された地方債の額

千円

種別補正

を

「九 財源対策債償還費」当該各年度において特別に発行を許可された地方債の額

経費の種類	測定期位	単位費用	千円
一 地域改善対策事業費			
二 過疎地域等振興のための地方債償還費	千円につき	八〇〇円	
三 公害防止事業費のための地方債償還費	千円につき	七〇〇	
四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるための元利償還金	千円につき	五〇〇	
五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるための元利償還金	千円につき	五〇〇	
業債償還費			
一 地域改善対策事業費の基準財政需要額への算入	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金
二 過疎地域等振興のための地方債償還費	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金
三 公害防止事業費のための地方債償還費	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金
四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための元利償還金	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金
五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金	地元に充てるための元利償還金
2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。			
2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それそれ同表の中欄に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それそれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令の定めるところにより算定する。			
附則第八条の三第五項から第十三項までを削り、同条を附則第五条とし、同条の次に次の三条を加える。			
昭和六十年度 昭和六十二年度 昭和六十三年度 昭和六十四年度 昭和六十五年度 昭和六十六年度 昭和六十七年度 昭和六十八年度 昭和六十九年度 昭和七十一年度 昭和七十二年度 昭和七十三年度			
一千六百二十億円 二千八百五十五億円 二千八百五億円 三千八百六十億円 四千二百十億円 四千五百八十五億円 四千九百六十億円 五千四百七億五千万円 四千三百八十五億円 三千二億五千万円 二千六百二十七億二千八百万円 二千五百四十九億四千万円 千三百五十億七千五百万円			

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一 又は同和対策事業費の財源に充てるための元利償還金	地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるための元利償還金	千円
二 過疎地域等振興のための事業費の財源に充てるための元利償還金	過疎地域等振興のための事業費の財源に充てるための元利償還金	千円
三 公害防止事業費のための元利償還金	公害防止事業費の財源に充てるための元利償還金	千円
四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための元利償還金	千円
五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるための元利償還金	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるための元利償還金	千円
(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)		
第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を算定の基礎として自治省令で定める方法により、算定するものとする。	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を算定の基礎として自治省令で定める方法により、算定するものとする。	千円
(基準税額の算定方法の特例)		
第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割及び法人税割、法人の行う事業に対する事業税、市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん税と税に係る基準税額を算定する場合において、これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額として自治省令で定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつ	道府県民税の所得割及び法人税割、法人の行う事業に対する事業税、市町村民税の所得割及び法人税割並びに特別とん税と税に係る基準税額を算定する場合において、これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額として自治省令で定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつ	千円

昭和五十八年四月二十八日
衆議院会議録第十九号
地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書案

た部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同額の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。）を自治省令で定あるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額に加算し、又は減額することができる。
昭和五十七年度分の基準税額について前項の規定により算定過少又は算定過大と認められる額を算定する場合においては、同項中「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課与税にあってはこれらの税目による昭和五十七年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつてはこれらの税目による同年度分の基準税額からこれらの税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目による同年度分の基準税額から当該税日の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」とする。

附則第九条の前の見出し及び同条から附則第十三条までを削る。

附則第十四条中「昭和五十七年度」を「昭和六十六年度」に改め、同条を附則第九条とする。
附則第十五条を附則第十条とする。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体	経費の種類	測定単位	単位	費用
		一 警察費	一人につき	六、二二六、〇〇〇円	
		二 土木費			
		1 道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき	二〇八、〇〇〇
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三、八二一、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川費	一キロメートルにつき	七五、一〇〇
3 港湾費		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一一〇、〇〇〇
(1) 経常経費		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一一一、一〇〇
港湾(漁港を含む)ににおける係留施設の延長					

市町村													
(1) 費 経常経 費	(2) 費 経常投資的 費	1 消防費	2 土木費	十 地域財政特 例 対策債償還	九 財源対策債 償還資	八 地方税減収 補てん債償還	七 災害復旧費	(2) 投資的 経費	人口 面積	一人につき	一平方キロメートルにつき	九二三、〇〇〇	九五〇
港湾費	港湾費	1 道路橋り よう費	1 道路橋り よう費	地域財政特例対 策債の額	度年から昭和五 十年度までの財 源の可否	昭和五 十年度から昭和五 十一年度までに 度年ごとに許可 された額	和五十 年各年度ごとに 度年ごとに許可 された額	災害復旧 事業費のため の財源に充てる ため地行を許可 された元利償還金	災害復旧 事業費のため の財源に充てる ため地行を許可 された元利償還金	千円につき	千円につき	九二三、〇〇〇	九五〇
港湾(漁港を含 む)における施 設の延長	道路の延長	道路の面積	人口	千平方メートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	地行を許可した たる年数	地行を許可した たる年数	一六八	一六八	一平方キロメートルにつき	九二三、〇〇〇
一メートルにつき	一キロメートルにつき	九〇、八〇〇	五、五一〇円	四二九、〇〇〇	四九	一六七	一六七	一メートルにつき	一メートルにつき	一九、七〇〇	一九、七〇〇	一人につき	一九、七〇〇

昭和五十八年四月二十八日

衆議院会議録第十九号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六一

	(2) 費 商工行政 経費 投資的	2 費 産業経費 その他の 経常経費	3 費 農家数
六 政費 その他の行 政費	人口	一人につき	一人につき
1 徵稅費	世帯数	一人につき	一人につき
2 戸籍住民 基本台帳費	一世帯につき	八、二九〇	一八、八〇〇
3 その他の 諸費	一世帯につき	三、五一〇	一六、五〇〇
(1) 経常経 費	人口	八、〇一〇	五九八
(2) 投資的 経費	面積	九五〇	七、一九〇
七 災害復旧費	人口	八一七、〇〇〇	八、一〇〇
八 辺地対策事 業債償還費	面積	一平方キロメートルにつき	八〇〇
九 地方税減収 費補てん債償還 費	災害復旧事業費 の財源に充ててある ため発行を許可され た元利債還資金に 係る元利債還資金	千円につき	一六八

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)		十 財源対策債 償還費	
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。	第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の四条を加える。	十一 特例対策債 地域財政特例 債	昭和五十一年度 度の財源の各年 度のため昭和五 十七年度におい て該各年を度 に許可された地 方で発行をいた した地方
(交通安全対策特別交付金の経理等)	前項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計において行う。附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の四条を加える。	十二 地域財政 特例対策債 償還費	千円につき
第二条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。	前項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計において行う場合は、第二条の規定にかかわらず、この会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。	十三 地域財政 特例対策債 償還費	千円につき
第三条 前項の場合において、この会計の管轄に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては自治大臣が、その他のものについてはその他のもののうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては大蔵大臣及び自治大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び自治大臣が行うものとする。	前項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、この会計は、交付税及び譲与税配付金勘定並びに交通安全対策特別交付金勘定に区分する。	十四 地域財政 特例対策債 償還費	千円につき
第五条 第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、第三条及び第四条中「この会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金勘定」とする。	第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の経理をこの会計で行う場合においては、この会計は、交付税及び譲与税配付金勘定並びに交通安全対策特別交付金勘定に区分する。	十五 地域財政 特例対策債 償還費	千円につき
第三条 交通安全対策特別交付金勘定においては、道路交通法第百二十八条第一項(同法第百三十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金及び同法第百二十九条第一項の規定により納付された反則金に相当する金額(以下この条において「反則金等」という。)の収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第百二十七条第一項後	第一項の規定により交通安全対策特別交付金勘定においては、道路交通法第百二十八条第一項(同法第百三十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金及び同法第百二十九条第一項の規定により納付された反則金に相当する金額(以下この条において「反則金等」という。)の収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第百二十九条第四項の規定による返還金、同法第百二十七条第一項後	十六 地域財政 特例対策債 償還費	千円につき

段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出される支出金、郵便局の取り扱う反則金等の受入れの事務の取扱いに要する経費に充てるための郵政事業特別会計への繰入金、過誤納に係る反則金等の返還金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

2 第十三条の規定は、交通安全対策特別交付金勘定については、適用しない。

(読書規定)

第四条 附則第二条第一項の規定により交通安全対策特別交付金の交付に関する政府の經理をこの会計において行う場合には、第六条中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣」と、第七条中「歳入歳出予算は、交付税及び譲与税配付金勘定並びに交通安全対策特別交付金勘定に区分し、各勘定において」と、第九条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」と、第十条中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣」と、第十二条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、第十五条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同条第一項中「所管大臣」とあるのは「内閣総理大臣、大蔵大臣及び自治大臣」と、「会計検査院」とあるのは「大蔵大臣及び会計検査院」とする。

第五条 交付税及び譲与税配付金勘定における借入金

第五条 交付税及び譲与税配付金勘定においては、昭和五十八年度から昭和七十二年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、昭和五十八年度分につきは昭和五十七年度における借入金限度額九兆六千二百六十一億二千八百万円に一兆八千九百五十七億五千万円を加算した額(以下「昭和五十八年度分の借入金限度額」という)、昭和五十九年度から昭和七十二年度までの各年度につきは昭和五十八年度分の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に応ずる同表の下欄に掲げる控除額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

年	度	控除額
昭和五十九年度		二千五百八十億円
昭和六十一年度		五千四百八十億円
昭和六十二年度		六千五百九十九億円
昭和六十三年度		七千三百五十億円
昭和六十四年度		九千三百六十億円
昭和六十五年度		一兆一千六百九十九億円
昭和六十六年度		一兆二千七百五十九億八千万円
昭和六十七年度		一兆二千一百一十一億円
昭和六十八年度		一兆一千百三十億円
昭和六十九年度		一兆五百億円
昭和七十一年度		八千五百三十億円
昭和七十二年度		四千五百五十九億六千八百万円
		四千五百五十億八千万円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるため、必要な金額は、予算で定めるところにより、一般会計がら交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

4 交付税及び譲与税配付金勘定において、第一項の規定による借入金をしたときは、その償還金及び利子の支出に必要な金額は、これらの支出を要するときにおいて国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則第二項から第四項までを削り、附則第五項中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「この会計」を「交付税及び譲与税配付金勘定」に改め、同項を附則第六条とし、同条に見出しとして「(一時借入金の利子)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(一般会計からの繰入金)

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に、昭和五十八年度分につきは千百三十五億円と臨時地方特例交付金の額二十億円との合算額を加算した額とし、昭和五十九年度から昭和六十七年度までの各年度分につきは第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十八年度から昭和七十三年度までの各年度分につきは同号に掲げる額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、同号に掲げる臨時地方特例交付金の額については、地方交付税法附則第五条第一項後段の規定により変更することができる。

一 次の表の上欄に掲げる年度に応ずる当該各年度分に係る同表の下欄に掲げる地方交付税法附則第四条に規定する臨時地方特例交付金の額

年	度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十九年度		三百二十億円
昭和六十一年度		四百五十億円
昭和六十二年度		四百四十億円
昭和六十三年度		四百八十億円
昭和六十四年度		五百二十五億円
昭和六十五年度		五百七十億円
昭和六十六年度		六百二十五億円
昭和六十七年度		六百八十億円
		七百五十億円

二 次の表の上欄に掲げる年度に応ずる当該各年度分に係る同表の下欄に掲げる地方交付税法附則第五条第四項に規定する臨時地方特例交付金の額

昭和六十二年度	千八百七十五億円
昭和六十三年度	二千八百五億円
昭和六十四年度	三千八百六十億円
昭和六十五年度	四千三百十億円
昭和六十六年度	四千五百八十五億円
昭和六十七年度	四千九百六十億円
昭和六十八年度	五千四百七億五千萬円
昭和六十九年度	五千三百八十五億円
昭和七十一年度	三千二億五千万円
昭和七十二年度	一千六百一十七億二千八百万円
昭和七十三年度	二千五百四十九億四千万円
昭和七十四年度	三千三百五十億七千五百万円

附則第六項から第八項までを削る。

附則第九項中「第三項」を「附則第五条第一項」に、「第四項若しくは第五項」を「同条第三項若しくは附則第六条」に、「この会計」を「交付税及び譲与税配付金勘定」に改め、同項を附則第八条とし、同条に見出しとして「(交付税及び譲与税配付金勘定の歳入及び歳出の特例)」を付する。

(道路交通法の一部改正)

第三条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条から第十七条までを削り、附則第十八条を附則第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

第十六条 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものに充てるため、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、交通安全対策特別交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

2 交付金の額は、第百二十八条第一項(第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により納付された反則金(第百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による板納付に係るものと含む。)に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額(附則第十八条第一項において「反則金收入相当額等」という。)から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八条第一項及び附則第二十一条において「通告書送付費相当額」という。)

二 郵便局の取り扱う反則金等(第百二十八条第一項の規定により納付される反則金及び第百二十九条第一項の規定により納付される反則金に相当する金額をいう。)の受入れの事務の取扱いに要する経費に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八条第一項において「郵政取扱手数料相当額」という。)

(交付の基準)
第十七条 都道府県及び市町村との交付金の額は、当該都道府県及び市町村の区域における交通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情を考慮して政令で定めるところにより算定した額とする。

(交付の時期及び交付時期ごとの交付額)

第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月	前年度の三月及び当該年度の四月から八月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からこれらとの期間に係る通告書送付費支出手数料相当額と当該年度に係る郵政取扱手数料相当額の二分の一に相当する額との合算額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額

2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができる額があるとき、又は各

交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

附則第十九条及び第二十条を次のように改め

付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

附則第十九条及び第二十条を次のように改め

付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(交付金の返還)

第十九条 国は、都道府県又は市町村が、交付を受けた交付金を附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てなかつたときは、政令で定める

ことにより、その充てなかつた部分に相当する金額の返還を命ずることができる。この

場合において、返還された金額は、その返還された日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算する。

(報告徴収)
第二十条 国は、交付金の用途、道路交通安全施設の設置及び管理の状況等に関する事務が、前条の規定による交付金に関する事務は、自治大臣が、前条の規定による交付金に関する事務は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が行うものであると認めるときは、都道府県及び市町村か

る。
2 前項の規定により内閣総理大臣が行うものとされる事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から

施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

とあるのは「昭和五十八年度」とする。
〔交付税及び譲与税配付金特別会計法

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十八

2 昭和五十八年度に限り、新法附則第七条第二項の規定による

項中「道路交通事故法附則第十六条第一項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第二号)附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百二十六号)附則第七項」とする。

則第三条第一項の規定は、昭和五十六年度分に係る同項に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「当該税目に係る前年年度分又は前々年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん議与税にあつては当該税目に係る昭和五十六年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのたま同手度による、て特別と見付されにせらむ」にせらむ

と同年度において特別に発行を許された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税日の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」と、「当該前年度又は前々年度の特別交付税」とあるのは「昭和五十六年度又は昭和五十七年度の特別交付税」と、「当該年度」

(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

~~道路交通事故法の一部を改正する法律の一部改正~~
第四条 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

3
旧特別会計法第十三条の規定による一時借入金及び旧特別会計法附則第三項の規定による借入金に係る債務は、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に帰属するものとする。

第二条の規定による改正前の交付税及び譲り受け税配付金特別会計法(以下「旧特別会計法」という。)第九条の規定により昭和五十八年度の歳入に繰り入れるべき金額は、新特別会計法に基づく交付税及び譲り受け税配付金特別会計の交付税及び譲り受け税配付金勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

「昭和五十八年改正法」という。)附則第四条の規定による改正前の道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百二十六号)以下「昭和四十二年改正法」という。)附則第八項の規定がなお効力を有するものとした場合に同項の規定により昭和五十八年度又は昭和五十九年度において加算すべきであった額に相当する額として一般会計から繰り入れられる額」と、「同法附則第十六条」とあるのは「道路交通法附則第十六条」と、「返還金、同法」とあるのは「返還金、昭和五十八年改正法附則第四条の規定による改正前の昭和四十二年改正法附則第八項の規定がなお効力を有するものとした場合に同項の規定により昭和五十八年度又は昭和五十九年度において控除すべきであった額に相当する額として一般会計の歳入に繰り入れる額、道路交通法」とする。

3 繰り入れられる額を加算した額に相当する額と
し、同項の規定により同年度において控除すべ
きであつた額があるときは当該政令で定める額
から当該控除すべきであつた額に相当する額と
して同勘定から一般会計の歳入に繰り入れる額
を控除した額に相当する額とする。」とする。
昭和五十九年度に限り、新道路交通法附則第
十八条第一項の表九月の項中「政令で定める額」
とあるのは、「政令で定める額(地方交付税法
等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律
第一号)附則第四条の規定による改正前の
道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二
年法律第二百二十六号)附則第八項の規定がなお
効力を有するものとした場合に、同項の規定に
より昭和五十九年度において加算すべきであつ
た額があるときは当該政令で定める額に当該加
算すべきであつた額に相当する額として一般会
計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交通
安全対策特別交付金勘定の歳入に繰り入れられ
る額を加算した額に相当する額とし、同項の規
定により同年度において控除すべきであつた額
があるときは当該政令で定める額から当該控除
すべきであつた額に相当する額として同勘定か
ら一般会計の歳入に繰り入れる額を控除した額
に相当する額とする。」とする。

(産業地域振興臨時措置法の一部改正)

第六条 産業地域振興臨時措置法(昭和三十六年
法律第二百十九号)の一部を次のように改正す
る。

第一項中「及び地方道路譲与税」を
「、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付
金に、「及び石油ガス譲与税」を、石油ガス譲

与税及び交通安全対策特別交付金」に改める。

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一改正)

第七条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び地方道路譲与税」を「地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金」に、「及び石油ガス譲与税」を「石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「及び地方道路譲与税」を「地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金」に、「及び石油ガス譲与税」を「石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第九条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号の二中「道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二百二十六号)附則第七項」を「道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項」に改める。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるものの要旨は次のとおりである。

は、政令で定める。

理由

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十八年度分の地方交付税の総額に係る特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、交通安全対策特別交付金を地方交付税の額の算定に用いる基準財政収入額に算入するとともに同交付金の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととし、これに伴い同交付金の額及び使途等についての所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十八年度分の地方交付税の総額に係る特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を地方交付税の額の算定に用いる基準財政収入額に算入する。

額及び使途等についての所要の規定の整備を図る等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方交付税法の一部改正

(1) 地方交付税の総額の特例

は、現行の法定額に、昭和五十七年度における特例減額し、昭和五十八年度において特例加算することとした千百三十五億円、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる臨時地方特別交付金の額二十億円及び同勘定における借入金一兆八千九百五十七億五千万円の合算額を加算した額から昭和五十八年度分の利息を減額した額八兆八千六百八十五億円とする。

(2) 昭和五十八年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定における借入金一兆八千九百五十七億五千万円については、昭和六十四年度から昭和七十三年度までの各年度に分割して償還することとし、その借入純増加額のうち一千八十四億円についてはその十分の十に相当する額、それ以外の額についてはその二分の一に相当する額を昭和六十四年度から昭和七十三年度までの各年度において、臨時地方特別交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金

額及び使途等についての所要の規定の整備を図る等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

は、現行の法定額に、昭和五十七年度における特例減額し、昭和五十八年度において特例加算することとした千百三十五億円、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる臨時地方特別交付金の額二十億円及び同勘定における借入金一兆八千九百五十七億五千万円の合算額を加算した額から昭和五十八年度分の利息を減額した額八兆八千六百八十五億円とする。

(1) 教職員定数の改善及び私学助成等教育施設に要する経費の財源を措置する。

(2) 公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費の財源を措置する。

(3) 過密対策、過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置する。

(4) 投資的経費について、地方債振替措置後の所要経費を基準財政需要額に算入する。

(5) 計算的経費について、地方債振替措置後の所要経費を基準財政需要額に算入する。

(6) 昭和五十七年度において発行を許可された地方税減収補てん債及び地域財政特別対策債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

(7) その他の制度の改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置する。

特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れ、当該各年度の地方交付税の法定額に加算する。

(二) 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 老人保健制度の実施に要する経費、障害者福祉等福祉施策に要する経費の財源を措置する。

(2) 法人関係税等に係る基準税額の精算を三年度(現行二年度)以内に行なうことができるることとする。

(三) 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部において行なうこととし、これに伴い同交付金の額及び使途等についての所要の規定の整備を図る等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(1) 交通安全対策特別交付金を基準財政収入額に算入する。

(2) 法人関係税等に係る基準税額の精算を三年度(現行二年度)以内に行なうことができるることとする。

は、宇宙活動に関する国際協力に積極的に貢献する見地から有意義であると認められる。よつて、この協定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

(b) 国際連合事務総長に通報するものとし、また、同事務総長は、利用することができるすべての適当な通信手段により、遅滞なくこれららの情報を公表するものとする。

第一条

宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定締約国は、

宇宙空間の平和的な探査及び利用における国際協力を促進することを希望し、人間本来の感情に促されて、

第一条

（2）打上げ機関に通報するものとし、又は打上げ機関が不明である場合及び打上げ機関に直ちに連絡をとることができない場合には、利用することができるすべての適当な通信手段により、これらの情報を公表する。

宇田新の乗員が公海にない他の国の管轄にもないその他の地域に着陸した旨の情報を入手した場合又はその事実を知った場合には、迅速に乗員を救助するため捜索救助活動に援助を与えることができる締約国は、必要があるときは、そのための援助を与える。援助を与える締約国は、打上げ機関及び国際連合事務総長に対し、そのとつている措置及びその実施状況を通報する。

第四条

<p>宇 宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定</p> <p>事故、遭難又は緊急着陸の場合における宇宙飛行士に対するすべての可能な援助の提供、宇宙飛行士の迅速かつ安全な送還及び宇宙空間に打ち上げられた物体の返還を定めている且その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の重要性に留意し、これらの義務の内容を充実させ及び一層具体化することを希望し、人間本来の感情に促されて、次とのおり協定した。</p> <p>宇宙空間の平和的な探査及び利用における国際協力を促進することを希望し、人間本来の感情に促されて、</p> <p>締約国は、宇宙船の乗員が、事故に遭遇し若しくは遭難した旨の又は自国の管轄の下にある領域、公海若しくはいすれの国の管轄の下にもないその他の地域において緊急の若しくは意図しない着陸をした旨の情報を入手した場合又はこれらの着陸をした旨の情報を入手した場合又はこれらのこととおり協定した。</p> <p>(a) 打上げ機関に通報するものとし、又は打上げ機関が不明である場合及び打上げ機関に直ちに連絡をとることができない場合には、利</p> <p>により、これらの情報を公表する。</p>	<p>第一条</p> <p>事故、遭難又は緊急の若しくは意図しない着陸により宇宙船の乗員がいすれかの締約国の管轄の下にある領域に着陸した場合には、当該締約国は、直ちに、乗員の救助のためにすべての可能な措置をとるものとし、すべての必要な援助を与える。当該締約国は、打上げ機関及び国際連合事務総長に対し、そのとつている措置及びその実施状況を通報する。打上げ機関による援助が迅速な救助を実施する上で役立つ場合又は当該援助が搜索救助活動の効果的な実施に實質的に寄与する場合には、打上げ機関は、捜索救助活動の効果的な実施のため、当該締約国に協力する。当該捜索救助活動は、当該締約国の指揮及び監督の下に実施されるものとし、当該締約国は、打上げ機関との緊密かつ継続的な協議の下に行動する。</p>	<p>第二条</p> <p>事故、遭難又は緊急の若しくは意団しない着陸により宇宙船の乗員がいすれかの締約国の管轄の下にある領域に着陸した場合には、当該締約国は、直ちに、乗員の救助のためにすべての可能な措置をとるものとし、すべての必要な援助を与える。当該締約国は、打上げ機関及び国際連合事務総長に対し、その旨を通報する。</p>
<p>第三条</p> <p>宇宙船の乗員が公海又はいすれの国の管轄の下にもないその他の地域に着陸した旨の情報を入手した場合又はその事実を知った場合には、迅速に乗員を救助するために捜索救助活動に援助を与えることができる締約国は、必要があるときは、そのための援助を与える。援助を与える締約国は、自らの代表者に引き渡されるか又はその処理にゆだねられる。打上げ機関は、当該物体又はその構成部分の返還に先立ち、要請に応じ、当該物体又はその構成部分の識別のための資料を提供する。</p>	<p>第四条</p>	<p>第五条</p>
<p>下にある領域、公海又はいすれの国の管轄の下にもないその他の地域に着陸した場合には、安全かつ迅速に打上げ機関の代表者に引き渡される。</p>		

第五条

び監督の下に、直ちに、効果的な措置をとる。
5 2及び3の規定により宇宙物体又はその構成
部分を回収し及び返還する義務を履行するため
に要した費用は、打上げ機関が負担する。

第六条

この協定の適用上、「打上げ機関」とは、打上げ
について責任を有する国又は、国際的な政府間機
関が打上げについて責任を有する場合には、当該政府間機関をいう。ただし、当該政府間機関がこ
の協定の定める権利及び義務の受諾を宣言し、か
つ、当該政府間機関の加盟国の過半数がこの協定
及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利
用における国家活動を律する原則に関する条約の
締約国である場合に限る。

第七条

この協定は、署名のためすべての目的に開放しておく。3の規定に基づくこの協定の効力発生前にこの協定に署名しなかつた国は、いつでもこの協定に加入することができる。

2 この協定は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、この協定により寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト社会主义共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

3 この協定は、寄託政府として指定される政府を含む五の政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

4 この協定は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対

とがあることを考慮し、

宇宙物体により引き起こされる損害についての責任に關し効果的である國際的な規則及び手続を定める必要、特に、宇宙物体により引き起こされる損害の被害者に対する十分かつ衡平な賠償がこの条約に基づいて迅速に行われることを確保する必要を認識し、

宇宙物体により引き起こされる損害についての責任に關し効果的である國際的な規則及び手続を定めることができ平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の分野における國際協力を強化することに寄与することを確信して、

次のことおり協定した。

第一条

(a) 「損害」とは、人の死亡若しくは身体の傷害その他の健康の障害又は國、自然人、法人若しくは國際的な政府間機関の財産の滅失若しくは損傷をいう。

(b) 「打上げ」には、成功しなかつた打上げを含む。

(c) 「打上げ国」とは、次の国をいう。

(i) 宇宙物体の打上げを行ひ、又は行わせる國

(ii) 宇宙物体が、その領域又は施設から打ち上げられる國

(d) 「宇宙物体」には、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。

打上げ国は、自國の宇宙物体が、地表において引き起こした損害又は飛行中の航空機に与えた損害の賠償につき無過失責任を負う。

第三条

損傷が一の打上げ国の宇宙物体又はその宇宙物体内の人若しくは財産に對して他の打上げ国の人若しくは財産に對して他の打上げ国の人若しくは財産に對して他の打上げ国又はその宇宙物体により地表以外の場所において引き起こされた場合には、当該他の打上げ国は、当該損害が自國の過失又は自國が責任を負うべき者の過失によるものであるとき限り、責任を負う。

第四条

1 損傷が一の打上げ国の人若しくは財産に對して他の打上げ国の人若しくは財産に對して他の打上げ国の人若しくは財産に對して他の打上げ国又はその宇宙物体により地表以外の場所において引き起こされ、その結果、損害が第三國又はその自然人若しくは法人に対しても引き起こされた場合には、当該他の二の打上げ国は、当該第三國に對し、次に定めるところにより連帶して責任を負う。

(a) 損害が当該第三國に對して地表において又は飛行中の航空機について引き起こされた場合には、当該二の打上げ国は、当該第三國に對し、次に定めるところにより連帶して責任を負う。

(b) 損害が當該第三國に對して地表において又は飛行中の航空機について引き起こされた場合には、當該二の打上げ国は、當該第三國に對し、次に定めるところにより連帶して責任を負う。

(c) 「打上げ」には、成功しなかつた打上げを含む。

(d) 「打上げ国」とは、次の国をいう。

(i) 宇宙物体の打上げを行ひ、又は行わせる國

(ii) 宇宙物体が、その領域又は施設から打ち上げられる國

(iii) 宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。

おいて、損害の賠償についての責任は、1に規定する二の打上げ国がそれぞれの過失の程度に応じて分担する。當該二の打上げ国のそれぞれの過失の程度を確定することができない場合に

は、損害の賠償についての責任は、當該二の打上げ国が均等に分担する。もつとも、責任の分担についてのこの規定は、連帶して責任を負ういずれか一の打上げ国又はすべての打上げ国に對し、第二国がこの条約に基づいて支払われるべき賠償の全額を請求する権利を害するものではない。

第五条

1 二以上の国が共同して宇宙物体を打ち上げる場合には、これらの国は、引き起こされるいかなる損害についても連帶して責任を負う。

2 損害について賠償を行つた打上げ国は、共同打上げに参加した他の国に対し、求償する権利を有する。共同打上げの参加国は、その履行について連帶して責任を負う金銭上の債務の分担につき、取扱を締結することができる。もつとも、この取扱は、連帶して責任を負ういずれかの打上げ国又はすべての打上げ国に対し、損害を被つた国がこの条約に基づいて支払われるべき賠償の全額を請求する権利を有するものではない。

3 宇宙物体がその領域又は施設から打ち上げられる國は、共同打上げの參加國とみなす。

第六条

1 損害を被つた国又は自國の自然人若しくは法人が損害を被つた国は、當該損害の賠償につき、打上げ国に對し請求を行うことができる。

2 損害を被つた自然人又は法人の国籍国が請求を行わない場合には、他の國は、その領域において當該自然人又は法人が被つた損害につき、打上げ国に對し請求を行うことができる。

3 損害を被つた自然人若しくは法人の国籍国又は自國の領域において損害が生じた國のいずれもが請求を行なうことができる。

第七条

この条約は、打上げ国と宇宙物体により次の者に對して引き起こされた損害については、適用しない。

(a) 打上げ国と宇宙物体の運行に參画している外国人(宇宙物体の打上げの時からその落下の時までの間のいずれの段階で參画しているかを問わない。)又は宇宙物体の打上げの招請により打上げ予定地域若しくは回収予定地域に隣接する地域に滞在している外国人

第八条

1 損害を被つた國又は自國の自然人若しくは法人が損害を被つた國は、當該損害の賠償につき、打上げ国に對し請求を行うことができる。

2 損害を被つた自然人又は法人の国籍国が請求を行わない場合には、他の國は、その領域において當該自然人又は法人が被つた損害につき、打上げ国に對し請求を行うことができる。

3 損害を被つた自然人若しくは法人の国籍国又は自國の領域において損害が生じた國のいずれもが請求を行なうことができる。

第九条

2 打上げ国の活動であつて國際法(特に、國際連合憲章及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における國家活動を律する原則に関する条約を含む。)に適合しないものにより損害が引き起こされた場合には、いかなる免責も認められない。

第九条

損害の賠償についての請求は、外交上の経路を通じて打上げ国に対し行われる。当該打上げ国との間に外交関係がない国は、当該請求を当該打上げ国に提出すること又は他の方法によりこの条約に基づく自國の利益を代表することを他の国に要請することができる。当該打上げ国との間に外交関係がない国は、また、国際連合事務総長を通じて自國の請求を提出することができる（請求国及び打上げ国の双方が国際連合の加盟国である場合に限る）。

第十条

1 損害の賠償についての請求は、損害の発生の日又は損害につき責任を有する打上げ国を確認した日の後一年以内に限り、打上げ国に対し行うことができる。

2 1の規定にかかわらず、損害の発生を知らないかつた国又は損害につき責任を有する打上げ国を確認することができなかつた国は、その事實を知つた日の後一年以内に限り、請求を行うことができる。ただし、請求を行うことができる期間は、いかなる場合にも、相当な注意を払うことによりその事實を当然に知ることができたと認められる日の後一年を超えないものとする。

3 期間に関する1及び2の規定は、損害の全体が判明しない場合においても、適用する。この場合において、請求国は、1及び2に定める期間が満了した後においても損害の全体が判明した後一年を経過するまでの間は、請求を修正し及び追加の文書を提出することができる。

第十一條

1 この条約に基づき打上げ国に対し損害の賠償についての請求を行いう場合には、これに先立ち、請求国又は請求国により代表される自然人若しくは法人が利用することができるすべての国内的な救済措置を尽くすことは、必要としている。

2 この条約のいかなる規定も、国又は国により代表されることのある自然人若しくは法人が、打上げ国の裁判所、行政裁判所又は行政機関において損害の賠償についての請求を行うことを妨げるものではない。当該請求が打上げ国の裁判所、行政裁判所若しくは行政機関において又は関係当事国を拘束する他の国際取極に基づいて行われている場合は、いずれの国も、当該損害につき、この条約に基づいて請求を行うことはできない。

第十二條

打上げ国が損害につきこの条約に基づいて支払うべき賠償額は、請求に係る自然人、法人、国又は国際的な政府間機関につき当該損害が生じなければ補償が行われるよう、国際法並びに正義及び衡平の原則に従つて決定される。

第十三條

1 いざれか一方の当事国が所定の期間内に委員会の任命を行わない場合には、議長は、他方の当事国の要請により、自己を委員とする一人の委員から成る請求委員会を組織する。

2 請求委員会に生ずる空席（理由のいかんを問わない。）は、最初の委員の任命の際の手続と同様の手続により補充する。

3 請求委員会は、その手続規則を定める。

4 請求委員会は、会合の開催場所その他のすべての事務的な事項について決定する。

5 一人の委員から成る請求委員会が行う決定及び裁定の場合を除くほか、請求委員会のすべての決定及び裁定は、過半数による議決で行う。

第十四条

請求についての解決が、請求の文書を送付した旨を請求国が打上げ国に通報した日から一年以内に第九条に定める外交交渉により得られない場合には、関係当事国は、いすれか一方の当事国の要請により請求委員会を設置する。

第十五条

1 請求委員会は、三人の委員で構成する。一人は請求国により、また、一人は打上げ国により任命されるものとし、議長となる第三の委員は、双方の当事国により共同で選定される。各当事国は、同委員会の設置の要請の日から二箇月以内に委員の任命を行う。

2 請求委員会の設置の要請の日から四箇月以内に議長の選定につき合意に達しない場合には、いずれの当事国も、国際連合事務総長に對し、二箇月以内に議長を任命するよう要請することができる。

第十六條

1 いざれか一方の当事国が所定の期間内に委員会の任命を行わない場合には、議長は、他方の当事国の要請により、自己を委員とする一人の委員から成る請求委員会を組織する。

2 請求委員会に生ずる空席（理由のいかんを問わない。）は、最初の委員の任命の際の手続と同様の手続により補充する。

第十九條

1 請求委員会は、第十二条に定めるところに従つて活動する。

2 請求委員会の決定は、当事国が合意している場合には、最終的なかつ拘束力のあるものとす。当事国が合意していない場合には、同委員会は、最終的で勧告的な裁定を示すものとし、また、当事国は、裁定を誠実に検討する。同委員会は、決定又は裁定につきその理由を述べる。

3 請求委員会は、できる限り速やかに、いかなる場合にもその設置の日から一年以内に決定又は裁定を行う。ただし、同委員会がこの期間の延長を必要であると認める場合は、この限りでない。

第十七条

請求委員会の委員の数は、二以上の請求国又は二以上の打上げ国が同委員会の手続の当事国となることを理由として、増加させてはならない複数の請求国が同委員会の手続の当事国となる場合には、請求国が一である場合と同様の方法及び条件で一人の委員を共同して任命する。二以上の打上げ国が同委員会の手続の当事国となる場合にも、同様に一人の委員を共同して任命する。同委員会の手続の当事国となる複数の請求国又は打上げ国が所定の期間内に委員の任命を行わない場合には、議長は、自己を委員とする一人の委員から成る請求委員会を組織する。

4 請求委員会は、決定又は裁定を公表する。同委員会は、決定又は裁定の認証原本を各当事国及び國際連合事務総長に送付する。

第二十条 請求委員会に係る費用は、同委員会が別段の決定を行わない限り、当事国が均等に分担する。

第二十一条

宇宙物体により引き起こされた損害は、人命に対して大規模な危険をもたらすもの又は住民の生活環境若しくは中枢部の機能を著しく害するものである場合において、損害を被つた国が要請するときは、締約国(特に打上げ国)は、損害を被つた国に対して適当かつ迅速な援助を与えることの可能性の有無について検討する。もつとも、この条の規定は、この条に基づく締約国の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。

第二十二条

1 この条約において国に言及している規定は、第二十四条から第二十七条までの規定を除くほか、宇宙活動を行ういづれの国際的な政府間機関にも適用があるものとする。ただし、当該政府間機関がこの条約の定める権利及び義務の受諾を宣言し、かつ、当該政府間機関の加盟国過半数がこの条約及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。

2 この条約の締約国であつて1の政府間機関の加盟国であるものは、当該政府間機関が1の規定による宣言を行うことを確保するため、すべての適切な措置をとる。

3 國際的な政府間機関が損害につきこの条約に基づいて責任を負うこととなる場合には、当該

政府間機関及び当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものは、次に定めるところにより連帯して責任を負う。

(a) 損害の賠償についての請求は、最初に当該政府間機関に対し行われるものとする。

(b) 損害の賠償として支払うことが合意され又は決定された金額を当該政府間機関が六箇月以内に支払わなかつた場合に限り、請求国は、当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものに対し当該金額の支払を要求することができる。

4 1の規定による宣言を行つた政府間機関に与えた損害の賠償についての請求であつてこの条約に基づいて行われるものは、当該政府間機関の加盟国であつてこの条約の締約国であるものが行う。

第二十三条

1 この条約は、効力を有している他の国際取扱い、影響を及ぼすものではない。

2 この条約のいかなる規定も、諸国がこの条約に対し、その締約国相互の間の関係に関する限り、影響を及ぼすものではない。

第二十四条

1 この条約は、署名のためすべての国に開放しておらず、3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつでもこの条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によつて批准されなければならない。批准書及び加入書は、この条約により寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ソヴィエト

社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の政府に寄託する。

第二十五条 この条約は、五番目の批准書が寄託された時に効力を生ずる。

4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日並びに他の事項を速やかに通報する。

6 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

第二十六条 この条約も、この条約の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を受諾した時に、受諾した締約国について効力を生ずるものとし、その後に改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日に効力を生ずる。

第二十七条 この条約の効力発生の十年後に、この条約の過去における適用状況に照らしてこの条約の改正が必要であるかないかを審議するため、この条約の検討の問題を、国際連合総会の仮議事日程に含める。ただし、この条約の効力発生の後五年を経過した後はいつでも、締約国の三分の一以上の要請により、締約国の過半数の同意を得て、この条約を検討するための締約国の会議が招集される。

第二十八条 本条約は、昭和四十一年第二十一回国際連合総会において採択された宇宙活動に関する基本的条約であるいわゆる宇宙条約の内容を一層具體化するため、昭和四十六年十一月二十九日

千九百七十二年三月二十九日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で本書三通を作成した。

第二十九条 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約の締結について承認を求める件に関する報告書

1 本件の要旨及び目的

2 本条約は、昭和四十一年第二十一回国際連合総会において採択された宇宙活動に関する基本的条約であるいわゆる宇宙条約の内容を一層具體化するため、昭和四十六年十一月二十九日

第二十六回国際連合総会において採択されたものであり、昭和四十七年九月一日に効力を生じている。

3 本条約の主な内容は次のとおりである。

1 打上げ国は、自國の宇宙物体が、地表において引き起こした損害又は飛行中の航空機に与えた損害について、無過失責任の原則に基づき賠償の責任を負うこと。

る。脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第二十九条 この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語をひとしく正文とするものとし、寄託政府に寄託する。この条約の認証原本は、寄託政府が署名国及び加入国の政府に送付す

2 一方の打上げ国は、その物体内の人若しくは財産に対し、他の打上げ国は、宇宙物体が地表以外の場所で損害を与えた場合には、他の打上げ国は、過失責任の原則に基づき賠償の責任を負うこと。

3 一方の打上げ国は、宇宙物体又はその物体内の人若しくは財産に対し、他の打上げ国は、宇宙物体が地表以外の場所で損害を与えた、その結果、第三国の地表又は飛行中の航空機に損害が生じた場合には、双方の打上げ国は、連帯して無過失責任の原則に基づき賠償の責任を負うこと。

4 二以上の国が共同して宇宙物体を打ち上げる場合には、これらの国は、その物体が与えたいかなる損害についても連帯して賠償責任を負う。なお、領域又は施設提供国も共同打上げの参加国とみなすこと。

5 損害の発生の全部又は一部について、請求が証明した場合には、打上げ国は無過失責任が免除されること。

6 この条約は、打上げ国は、宇宙物体により生じた損害のうち、打上げ国は、宇宙物体の運行に参画している等一定の外国人については、適用しないこと。

7 損害賠償請求を行うことのできる国は、被害者の国籍国、損害の発生地国（国籍国が請求を行わない場合に限る）、被害者が永住する

る国（国籍国及び損害の発生地国が請求を行わない場合に限る）の順序で請求を行うことができ、その請求は、外交経路を通じて打上げ国に対して行われること。

8 打上げ国が支払うべき賠償額は、国際法並びに正義及び公平の原則に従つて決定される。

9 請求国が打上げ国に通報した日から一年以内に外交交渉で解決が得られなかつた場合には、いずれか一方の当事国の要請により請求委員会を設置すること。

10 請求委員会は、請求国から一人、打上げ国から一人、双方の当事国から共同で選定する議長の三人の委員で構成すること。

11 請求委員会の決定は、当事国間の合意ある場合には、最終的かつ拘束力あるものとして、当事国間の合意なき場合には、最終的かつ勧告的な裁定を示すものとする。

12 この条約において国に言及している規定は、宇宙活動を行う国際的な政府間機関にも適用される。

右
衆議院議長 福田 一殿
内閣総理大臣 中曾根康弘
宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるの件
昭和五十八年三月二十九日

この条約の締約国は、
平和的目的のために宇宙空間を探査し及びその利用を推進することが全人類の共同の利益であることを認識し、

千九百六十七年一月二十七日の月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動についての国際的責任を確認していること及び宇宙空間に打ち上げられた物体が登録されている国に言及していることを想起し、

また、千九百六十八年四月二十二日の宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定が、宇宙空間に打ち上げられた物体であつて打上げ機関の領域外で発見

ている。
よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国が宇宙活動に関する国際協力に積極的に貢献する見地から、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十八年四月二十七日

理由

この条約は、打ち上げられる宇宙物体について、国内登録制度を実施すること、国際連合事務総長に情報を提供すること等を定めることによつて、宇宙物体の識別に関する国際協力の促進を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、宇宙活動に関する国際協力に積極的に貢献する見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

右
衆議院議長 福田 一殿
内閣総理大臣 中曾根康弘
宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求めるの件
昭和五十八年三月二十九日

この条約について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

されたものの返還に先立ち、要請に応じ、打上げ機関が当該物体の識別のための資料を提供することを定めていることを想起し、
更に、千九百七十二年三月二十九日の宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約が宇宙物体により引き起こされる損害についての打上げ国の責任に関する国際的な規則及び手続を定めていることを想起し、
月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約に照らして、宇宙空間に打ち上げられた宇宙物体の打上げ国による国内登録に関する規定を定めることを希望し、
更に、宇宙空間に打ち上げられた物体を義務として登録するための中央登録簿が、国際連合事務総長により設置され及び保管されることを希望し、
また、宇宙物体の識別に資する追加の手段及び手続を締約国に提供することを希望し、
宇宙空間に打ち上げられた物体の義務的な登録の制度が、特にそれらの物体の識別に資すること並びに宇宙空間の探査及び利用を律する国際法の適用を容易にし及びその発展に寄与することを確信して、
次のことおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「打上げ国」とは、次の国をいう。

されたものの返還に先立ち、要請に応じ、打上げ機関が当該物体の識別のための資料を提供することを定めていることを想起し、
更に、千九百七十二年三月二十九日の宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約が宇宙物体により引き起こされる損害についての打上げ国の責任に関する国際的な規則及び手続を定めていることを想起し、
月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約に照らして、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。

(i) 宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる

国

(ii) 宇宙物体が、その領域又は施設から打ち上げられる国

(iii) 「宇宙物体」には、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。

(c) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第二条

(a) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第三条

(b) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第四条

(c) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第五条

(d) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第六条

(e) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第七条

(f) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第八条

(g) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第九条

(h) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第十条

(i) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第十一条

(j) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第十二条

(k) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第十三条

(l) 「登録国」とは、次の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一十条

第一百二十条

第一百三十条

第一百四十条

第一百五十条

第一百六十条

第一百七十条

第一百八十条

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

第一百五十

第一百六十

第一百七十

第一百八十

第一百九十

第一百二十

第一百三十

第一百四十

し、かつ、当該政府間機関の加盟国の過半数がこの条約及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。

2 この条約の締約国であつて1の政府間機関の加盟国であるものは、当該政府間機関が1の規定による宣言を行うことを確保するため、すべての適切な措置をとる。

第八条

1 この条約は、ニューヨークにある国際連合本部においてすべての国による署名のために開放しておる。3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかつた国は、いつこの条約は、署名国によつて批准されなければならぬ。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、五番目の批准書が国際連合事務総長に寄託された時に、批准書を寄託した国の

間で効力を生ずる。

4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 国際連合事務総長は、すべての署名国及び加

入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日並びに他の事項を速やかに通報する。

し、かつ、当該政府間機関の加盟国の過半数がこの条約及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。

この条約の締約国について効力を生ずるものとし、その後に改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日に効力を生ずる。

第九条

この条約の効力発生の十年後に、この条約の過去における適用状況に照らしてこの条約の改正が必要であるかいかを審議するため、この条約の検討の問題を、国際連合総会の仮議事日程に含め放しておる。

2 この条約は、署名国によつて批准されなければならぬ。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、五番目の批准書が国際連合事務総長に寄託された時に、批准書を寄託した国の間で効力を生ずる。

4 この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 国際連合事務総長は、すべての署名国及び加

入国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けて、千九百七十五年一月十四日に

ニューヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約の締結について承認を求める件

に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、昭和四十一年第二十一回国際連合総会において採択された宇宙活動に関する基本的条約であるいわゆる宇宙条約の内容を一層具體化するために、昭和四十九年十一月十二日第29回国際連合総会において採択されたものであり、昭和五十一年九月十五日に効力を生じている。

本条約の主な内容は次のとおりである。

いすれの締約国も、この条約の効力発生の後一年を経過した後は、国際連合事務総長にあてた文書により、この条約からの脱退を通告することができる。脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第十一条

1 宇宙物体が地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられたときは、打上げ国は、その保管する適切な登録簿に記入することにより当該宇宙物体を登録すること。

2 打上げ国は、国際連合事務総長に登録簿の設置を通報すること。

3 共同打上げの場合には、宇宙物体を登録するいすれか一の国を共同して決定すること。

される情報は、すべて公開されること。

5 登録国は、できる限り速やかに、打上げ国の国名、宇宙物体の適切な標識又は登録番号並びに打上げの行われた日及び領域又は場所等に関する情報を国際連合事務総長に提供すること。

6 いすれかの締約国が、自國に損害を与えた宇宙物体を識別することができない場合に、他の締約国は、損害を受けた国により行

は、宇宙活動を行なう国際的な政府間機関にも適用される。ただし、当該政府間機関がこの条約の定める権利及び義務の受諾宣言を行ない、かつ当該政府間機関の加盟国の過半数がこの条約及び宇宙条約の締約国である場合に限ること。

なお、本条約は、我が国が加入書が国際連合事務総長に寄託された日に我が国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

1 本条約を締結することは、我が国が宇宙活動に関する国際協力に積極的に貢献する見地か

ら、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十八年四月二十七日

衆議院議長 福田 一殿
外務委員長 竹内 黎一

社会福祉事業法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十八年四月二十八日

提出者

社会労働委員長 稲村 利幸

社会福祉事業法の一部を改正する法律
社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)
の一部を次のように改正する。

第七十三条中「当つて」を「當たつて」に、「外、
左の」を「ほか、次の」に改め、同条第一号中「社会
福祉協議会」を「都道府県の区域を単位とする社会
福祉協議会(以下「都道府県協議会」という。)」に改
める。

第七十四条第一項中「前条第一号の社会福祉協
議会(以下「協議会」という。)は、都道府県の区域
を単位とし、左の」を「都道府県協議会は、当該都
道府県の区域内において次の」に、「その区域内に
おいて」を「その区域内における市町村の区域を單
位とする社会福祉協議会(以下「市町村協議会」と
いう。)の過半数及びに改め、同項第一号中「綜合

的企画」を「総合的企画」に改め、同項に次の二号
を加える。

の法律案を提出する理由である。
に關する規定等を定める必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

五 市町村協議会の相互の連絡及び事業の調整
第七十四条第三項中「協議会」を「都道府県協議
会及び市町村協議会」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第二項中「協議会又はその連合会」を
「都道府県協議会若しくはその連合会又は市町村
協議会」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただ
して」、「ことえて」を「超えて」に改め、同項を同条
第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え
る。

2 市町村協議会は、当該市町村の区域内におい
て前項第一号から第四号までに掲げる事業を行
うことを目的とする団体であつて、その区域内
において社会福祉事業又は更生保護事業を經營
する者の過半数が参加するものでなければなら
ない。

第七十六条中「協議会」を「都道府県協議会」に、
「まち」を「聞き」に改める。
第八十三条中「協議会」を「都道府県協議会」に改
める。

附 則

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行す
る。

理 由

市町村における社会福祉を目的とする事業を推
進するため、市町村を区域とする社会福祉協議会

昭和五十八年四月二十八日 衆議院会議録第十九号

明治三十五年三月三十日可

六二六

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 二二二二(大代) 〒 105
三定価 三三〇一円